

令和5年第4回東大和市議会定例会会議録第25号

令和5年12月5日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	森田博之君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正義君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

7番 上林真佐恵君

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（37名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	関田孝志君
市民環境部長	木村西君	子ども未来部長	志村明子君
地域福祉部長	伊野宮崇君	健幸いきいき部長	川口荘一君
まちづくり部長	金子秀之君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君	財政課長	鈴木俊也君

総務管財課長 関根 崇 君  
課税課長 星野 宏 徳 君  
地域振興課長 池田 剛 君  
福祉推進課長 山田 茂 人 君  
地域包括ケア  
推進課長 石嶋 洋 平 君  
保険年金課長 吾郷 真 利 君  
まちづくり推進  
担当課長 梅山 直 人 君  
下水道課長 畠山 輝 君  
学校施設更新等  
担当課長 中橋 健 君  
指導担当課長 菅野 恭 子 君  
中央図書館長 浴 靖 子 君

契約検査課長 長瀬 正 人 君  
産業振興課長 井上 昌 弘 君  
環境対策課長 梶川 義 夫 君  
障害福祉課長 大法 努 君  
介護保険課長 里見 拓 美 君  
健康推進課長 幸村 有 紀 君  
道路交通課長 一ツ木 正 美 君  
教育総務課長 斎藤 謙 二 郎 君  
新校開設  
担当課長 大野 祐 司 君  
生涯学習課長 岩野 秀 夫 君

## 議事日程

### 第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

### 議事日程第1

午前 9時38分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（東口正美君） ここで、欠席の届出について報告いたします。  
上林真佐恵議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がございました。  
以上でございます。

---

○議長（東口正美君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） おはようございます。

開会前に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

上林真佐恵議員より、本日の本会議を欠席する届出と併せて、一般質問の残りについて取下げの届出がありました。よって、本日の一般質問は、上林真佐恵議員の次の荒幡伸一議員から行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

---

○議長（東口正美君） 昨日に引き続き、7番、上林真佐恵議員の一般質問を行う予定でしたが、ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましてとおり、本日欠席及び一般質問の取下げの申出がございました。よって、7番、上林真佐恵議員の一般質問を終了いたします。

---

#### ◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（東口正美君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） おはようございます。

議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和5年第4回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、誰一人取り残さないがん対策の推進についてであります。

国立がん研究センターは、防げたはずのがんについて金銭的負担の推計によると、2015年時点でのがん患者数などを基に、直接的な医療費や、死亡・罹患による労働損失を足して負担額を算出し、がん全体では約2兆8,597億円に上ったと発表しました。このうち予防可能ながんは約1兆240億円、部位別では男女ともに胃がん

が最も多く、男性約1,393億円、女性約728億円でした。リスク要因別に見ると、感染が最多の約4,788億円で、内訳はピロリ菌による胃がんの約2,110億円、ヒトパピローマウイルス——HPVによる子宮頸がんの約640億円などで、肺がんなどにつながる能動喫煙は約4,340億円で、2番目に多かったとのことでした。

これまでも公明党は、日本人の死亡第1位であるがんへの対策に一貫して力を入れてきました。

そこで、以下、市の見解をお伺いいたします。

①といたしまして、「防げるがん」への適切な対策として、国立がん研究センターは、ピロリ菌の除菌やHPVワクチン接種、禁煙推進などについて「命を救うだけでなく、経済的負担の軽減にもつながることが期待される」としていますが、予防の重要性について。

②といたしまして、国の第4期がん対策推進基本計画における「がん予防」では、がんで亡くなる人を減らすため、国の指針に基づく胃・肺・大腸・乳・子宮頸部の五つのがん検診受診率の目標について「60%を目指す」としていますが、受診率の向上について。

③といたしまして、がんになっても自分らしく生きられる環境の整備のため、治療の影響による脱毛など患者の外見の変化に対する「アピアランスケア」の相談支援体制の充実を図るべきと考えますが、いかがか。

④といたしまして、家庭でのがんに関する知識の普及・啓発について。

⑤といたしまして、医師やがん経験者等の外部講師を活用した、一般の方向けのがん教育の実施について、それぞれ伺います。

次に、2点目といたしまして、eスポーツの可能性についてであります。

eスポーツとは、エレクトロニック・スポーツの略で、コンピューターによる対戦型ゲームをスポーツ競技と捉えて、プレイヤーが腕前を競うものです。従来、若者向けのイメージが強いところですが、60歳以上の方向けの趣味としても徐々に人気を集めているものです。eスポーツの認知症予防効果は、国内外を問わず、様々な教育研究機関が公表しているデータで立証されています。

何点か紹介いたしますと、一つには、高齢者の認知機能の維持向上です。東北大学が行った研究では、ビデオゲーム、脳トレゲームを使った認知トレーニングが高齢者の実行機能と処理速度を向上させることが明らかにされています。ゲームにより楽しむことで、高齢者の認知機能の維持向上につながるものが改めて明かされたものです。

2つ目には、社会的なつながりを維持できることです。国立長寿医療研究センターでは、eスポーツは競技であり、対戦相手とゲーム内容を競い合うのが基本です。人と交流しながら楽しむものが基本となるので、社会的なつながりを維持できるという点での効果は高いと発表されています。

3つ目には、マルチタスク機能の維持です。マルチタスク機能とは、仕事や家事、スマートフォンの連絡などにおいて、同時並行で物事を複数進行する能力のことを言います。アメリカのカリフォルニア大学では、被験者である高齢者にカーレースのテレビゲームを4週間にわたって計12時間やってもらうという検証実験が行われました。ゲームのような複数の作業を同時に行うマルチタスク能力は高齢になると衰えるのが通例ですが、しかし、4週間の実験により、被験者の能力はゲームを一切しなかった20代よりも高く、マルチタスク機能力は半年たっても維持されたままだったと言います。この実験により、適切に設計されたゲームで訓練を行えば、加齢により衰えた認知機能を改善し得ることが示されたわけです。

eスポーツは、ほかにも、デジタルデバйд解消や社会的つながりの創出に役立つとされております。

そこで、以下、市の見解を伺います。

①といたしまして、市内におけるeスポーツの活動状況と現在の市との関わりについて。

②障がいのある方の社会参加やコミュニティの形成、高齢の方の認知症予防施策として、eスポーツが活用できるのではないかと考えますが、いかがか。

③といたしまして、ゲームには、認知機能の維持や社会参加率の向上などの効果があるとされることから、西東京市ではフレイル予防にeスポーツを導入することを決めました。令和4年度から研修を受講した市民を市独自の「健康デジタル指導士」に任命し、高齢者サロンなどでのeスポーツ講座を始めましたが、東大和市でも同様の事業を実施することができないか、それぞれ伺います。

次に、3点目といたしまして、シーズンオフの市民プールの有効活用についてであります。これまでも一般質問で取り上げ、有効活用の検討をお願いしてきました。

ロンドみんなの市民プールでは、維持管理における費用対効果や経年に伴う施設の損傷、老朽化の進行が課題となっています。一般開放状況としては、屋外プールのため、利用可能時期は夏季に限定され、年間50日程度の日中のみとなっています。また、天候に左右され、昨今の天候変動の影響も大きく受けるため、安定的に開園することが難しくなっています。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、過去に何度か提案してきましたが、これまでにどのような検討がなされたのか。

②といたしまして、仮設のスケートボードパークとして活用することによって、練習環境として安全・安心に滑走することができ、交流人口の増加にもつながると考えますが、市の見解を伺います。

最後に4点目といたしまして、東京2025デフリンピックへの市の関わりについてであります。

デフリンピックは4年に1度、世界規模で開かれる聴覚障害者のための総合スポーツ大会であり、国際ろう者スポーツ委員会が主導する障害者スポーツにおける最初の国際大会です。このデフリンピックの2025年の開催地に大会の歴史上初めて日本が選ばれました。大会は、1924年の第1回フランス大会から数えて100年目に当たる記念すべき大会となります。

デフスポーツ最高峰の大会であるデフリンピックに出場してメダルを取ることは、デフアスリートの最大の誇りと目標であると言われます。昨年にブラジルで開催されたデフリンピックでは、73か国から2,412人が参加され、日本選手の方々は過去最多のメダル30個を獲得し、日本の誇りと名誉を高めてこられました。2025年の本大会の規模はおよそ80の国の地域から6,000人の選手団等の参加を見込み、おとし開催された東京パラリンピックと同等か、それ以上の規模となる見込みです。

しかし、そうしたデフリンピックの開催にも大きな課題があります。それは大会の認知度の低さです。おとし、日本財団によって実施された認知度調査では、パラリンピックの97.9%に対しデフリンピックは16.3%という結果で、先進諸外国と比べても非常に認知度が低いと言わざるを得ません。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、デフリンピックに対する大会認知度の向上や東大和市ゆかりのデフアスリートの活躍の後押しを含めた支援の在り方について。

②といたしまして、デフスポーツの体験や、デフアスリートに触れる機会の創出についてどのように考えているのか。

③といたしまして、デフリンピックへの小・中学生の観戦について、市の見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして、自席にて行わせていただきま

す。よろしくお願ひいたします。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） おはようございます。

初めに、がん対策における予防の重要性についてであります。がんは我が国における死因の第1位となっており、長期にわたる治療は、御本人や家族にとって身体的にも経済的にも大きな負担を伴う場合があります。

このため、がんの発症を未然に防ぐことが最善の対策であり、そのための予防は大変重要な取組であると考えております。

次に、がん検診の受診率の向上についてであります。がん対策では、早期発見・早期治療につながる定期的な検診が重要であり、がん検診の受診率を向上させる取組を推進することが効果的であると認識しております。

市におきましては、健康づくりカレンダーの全戸配付や市公式ホームページ等での市民の皆様への情報発信、また検診の定員拡大などを行い、がん検診の受診率の向上に努めております。

次に、がん患者のアピアランスケアの相談支援体制についてであります。アピアランスケアは外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアとして、またがん経験者の生活の質の向上に資する取組として、相談支援体制の充実が求められているものと認識しております。

公立昭和病院などのがん診療連携拠点病院におきましては、社会福祉士や看護師等によるアピアランスケアの相談・支援体制が整備され、東京都のがんポータルサイトにおきましては、治療やケアに関することや、医療機関や相談窓口に関する周知が行われております。

次に、家庭でのがんに関する知識の普及・啓発についてであります。家庭においてがんに関する話題が出ることは、がん患者への理解や発症予防の意識を高めることにつながると認識しております。

がんに関する教育や正しい知識の普及啓発につきましては、市として、乳がん予防に関する啓発物の配布や市公式ホームページによる情報提供等に取り組んでおり、これらは家庭への啓発につながると考えられますので、引き続き効果的に実施してまいりたいと考えております。

次に、医師やがん経験者等の外部講師を活用したがん教育の実施についてであります。専門医によるがんに関する講話や、がん経験者が語る体験談は、一般向けのがんに関する教育として効果的であると認識しております。

市といたしましては、他市状況を調査し、一般向けのがん教育の実施に向けて研究してまいりたいと考えております。

次に、市内におけるeスポーツの活動状況と市との関わりについてであります。市内におけるeスポーツにつきましても、現時点では活動状況を把握しておらず、関わりもございません。

次に、障害のある方や高齢の方に対するeスポーツの活用についてであります。eスポーツは障害の有無や年齢にあまり左右されずに参加できることから、障害のある方や高齢の方の活動の場として、コミュニティーへの参画につながるものと認識しております。

次に、フレイル予防にeスポーツを導入することについてであります。eスポーツは、脳機能の活性化や社会参加に効果があるとされ、フレイル予防に導入することにより、高齢者の身体機能の維持にも一定の効果があると言われております。

今後につきましては、西東京市など他市の取組事例を参考とし、eスポーツの導入などを含め、効果的なフレイル予防について研究してまいりたいと考えております。

次に、シーズンオフの市民プールの有効活用についてであります。引き続き、他の自治体における活用事例の情報収集を行っておりますが、具体的な検討には至っておりません。

今後も、シーズンオフの市民プールの有効活用につきまして調査研究を進めてまいります。

次に、仮設のスケートボードパークとしての活用についてであります。市民プールは、施設の保全のため、プールの底の表面に樹脂塗装を何重にも施すとともに、寒暖等の天候の影響を抑えるためにシーズンオフ中も水を張ることで経年劣化の抑制を図っております。

スケートボードパークとしての活用につきましては、施設の管理運営上、様々な課題がありますことから、困難と考えております。

次に、デフリンピック大会の認知度の向上や、市ゆかりのデフアスリート支援についてであります。東京2025デフリンピックにつきましては、当市がボウリング競技の会場となることが決定しております。こうしたことから、東京都と連携し、大会をPRすることによって認知度を向上させてまいりたいと考えております。

また、当市ゆかりのデフアスリートが出場する場合には、市報等で紹介し、応援してまいりたいと考えております。

次に、デフスポーツの体験やデフアスリートに触れる機会の創出についてであります。東京2025デフリンピックが開催され、デフスポーツを体験したり、デフアスリートと身近に交流が図れることは、聴覚障害に対する理解を深める貴重な機会であると考えております。

市としましては、こうした体験や交流の場の創出に向けて、東京都と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小・中学生のデフリンピック観戦についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の際は、東京都から児童・生徒の競技観戦等の取組の方針が示されました。東京2025デフリンピックにおきましても、今後の東京都の方針を踏まえてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1番目の誰一人取り残さないがん対策の推進についてであります。

①の「防げるがん」への適切な対策についてですが、胃がんの原因の98%を占めるピロリ菌による感染症について、国が発生動向調査を行う感染症法上の5類への指定を求める動きもありますが、ピロリ菌の除菌について、防げるがんへの適切な対策としての市の見解について伺います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 防げるがんの対策としてのピロリ菌の除菌についてでございますが、国のがん対策推進基本計画では、ピロリ菌への感染は、生活習慣病とともに発がんに大きく寄与する因子であるとされております。

市におきましても、胃がんリスク検査においてピロリ菌抗体検査を実施し、バリウムによる胃がん検診と併せてがん対策を行っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、適切ながん対策にさらに取り組むには検診の強化を図っていく必要があると考えます。胃がんの原因となるピロリ菌は体にどのような影響があるのか、またどのような検査なのか教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） まず、ピロリ菌の体への影響についてでございますが、ピロリ菌に感染するとほとんどの方が胃炎を発症し、除菌しない限り慢性的な炎症が続き、さらにそのまま放置をすると慢性胃炎や胃潰瘍、胃がんなどを引き起こすとされております。

次に、検査についてでございますが、内視鏡を使い、胃の粘膜組織を直接採取する方法、血液中や尿中の抗体を調べる方法など、幾つかの方法がございます。

市におきましては、胃がんリスク検査の一部として、現在血液によるピロリ菌の抗体検査を実施しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） コロナ禍の影響で、この除菌者数が減っている可能性があります。ピロリ菌リスク検査と陽性率の推移についてお聞かせいただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 胃がんリスク検査の受診者数と要精密検査になった方の割合について申し上げますと、受診者数につきましては、令和元年度は298人、令和2年度は157人、令和3年度は281人、令和4年度は240人となっております。

ピロリ菌の抗体価が高い方を含む要精密検査となった方の割合につきましては、令和元年度は約22%、令和2年度、約29%、令和3年度、約33%、令和4年度、約25%となっております。

なお、市の胃がんリスク検査は生涯を通じて1回のみを受診としております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ピロリ菌は、二十歳から30代ぐらいまでに除菌をすれば、男女ともにほぼ100%、胃がんは抑えられると考えられます。除菌による胃がん抑制効果は、40代で90%、50代で70%、60・70代では30から40%ということです。若年層へのピロリ菌検査の導入は、将来の胃がんの発生リスクを大幅に減少させます。

胃がんとピロリ菌の研究、胃疾患の研究で日本を代表する第一人者で、世界的な賞を受賞している浅香先生はこう述べております。若い世代はピロリ菌に感染してから日が浅いため、慢性胃炎の程度はさほど重くありません。萎縮性胃炎もほとんど見られない。したがって、ピロリ菌除菌が最も効果を発揮するのです。若い世代のピロリ菌感染者にくまなく除菌治療を施しておけば、将来、胃がんなどの胃疾患の大半を予防できると考えられますと。

その点、特筆すべきは佐賀県でございます。平成28年度から、子供たちの40年先の胃がんのリスクを取り除きたいと、中学3年生を対象にピロリ菌除菌を実施しております。検査費用は県が負担し、治療が必要な生徒の治療費も全額助成しております。そのほかにも、多くの自治体が若年層へのピロリ菌除菌を導入し始めました。

ピロリ菌リスク検査は、ピロリ菌と胃がんとの関連について、子供や保護者のがんに対する理解を深めるためにも有効であるというふうに考えますが、当市の中学生を対象としたピロリ菌リスク検査の実施について市の見解を伺います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 中学生を対象としたピロリ菌検査の実施についてでございますが、市で実施し

ている胃がんリスク検査は、健康増進法に定められた検診ではなく、市の独自事業として、医師会などの関係機関と、その目的と効果、また対象年齢などを検討しながら、現在の検査方法の実施に至った経緯がございます。

中学生を対象とした検査につきましては、その方法等について、他の自治体の実施状況などを調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどピロリ菌の一次検査についても御説明をいただきましたけども、一次検査に関しては、最もこの負担の少ない尿検査でもいいのではないかとというふうに思いますので、御検討いただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

次に、HPVについて伺いますが、HPVワクチン接種について、積極的勧奨再開に伴う対応と現状についてお伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） HPVワクチン接種の積極的勧奨の再開に伴う対応と現状についてでございますが、公費対象となる小学6年生から高校1年生の女子等に対し、令和4年3月に案内を郵送いたしました。また、令和4年7月には、平成9年度から平成17年度の間に生まれ、積極的勧奨を差し控えることになった対象者に案内を郵送しております。

さらに、令和5年4月より9価ワクチンが新たに公費対象となりましたことから、それまでの未接種者に対し、令和5年7月に9価ワクチンの御案内をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 今年度の接種率は現時点でどのようになっているのか、また前年度の接種率も併せてお聞かせいただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和5年9月末時点での接種率についてでございますが、定期接種の対象者では約11%、キャッチアップ接種の対象者では約6%となっております。また、令和4年度の接種率は、定期接種の対象者では約14%、キャッチアップ接種の対象者では約7%ございました。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 9価ワクチンを接種した人数が分かるようでしたら教えてください。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和5年4月から9月までの9価ワクチンの接種者数についてでございますが、定期接種では178人、キャッチアップ接種では140人となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 様々御努力いただきまして、大変にありがとうございます。

では、キャッチアップ対象者への対応など、令和6年度の未接種者に対する勧奨通知の実施時期と内容についてお伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和6年度における未接種者への対応等についてでございますが、公費によるキャッチアップ接種につきましては令和6年度末で終了になるとされておりますことから、3回の接種がこの期限内に完了するよう、令和6年9月頃までに勧奨を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

次に、男性への接種開始から2年以上が経過をしておりますが、国、東京都、本市における接種状況について、分かる範囲で結構ですのでお聞かせいただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） HPVワクチンの男性への接種状況についてでございますが、男性への接種は任意接種となりますことから、市では接種者数を把握しておりません。

なお、国や東京都におきましても接種者数は報告されておられません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

男性がHPVワクチンを接種する際の接種費用を一部でも市で助成できないでしょうか。

本年9月26日の東京都議会では、小池百合子知事が男性へのHPVワクチン接種費用の支援を検討する考えを示し、その後11月には、東京都財務局が発表しました令和6年度予算要求概要にて、単独補助事業として実施する方針であることが明らかになりました。

市民の健康を守り、将来の子育て世帯への支援策ともなります。東京都の補助金を活用し、次年度より速やかに実施することで市民への強力なメッセージとなるとと思いますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） HPVワクチンの男性への接種費用の助成についてでございますが、東京都の令和6年度予算の内容や近隣市の補助の動向等を把握しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

また、あわせて、国での定期接種化に向けた動向についても注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） がん予防のためのワクチンであることから、既に日本以外の先進国では、男女ともに公費接種が可能な状況になっております。市として、男女平等の観点からも、東京都の補助事業が次年度4月より開始すると見据え、早めの準備が必要であると考えますので、この速やかな対応を要望いたします。

次に、喫煙について伺います。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的だと言われております。がんによる死亡のうち、男性で34%、女性で6%は、たばこが原因だと考えられています。また、現在吸っている人も、禁煙することによってがんのリスクを下げることができます。また、たばこを吸うことは、受動喫煙により、本人だけでなく、吸わない周りの人にも肺がんなどの健康被害を引き起こすおそれがございます。

本市の禁煙対策について伺いたいのと、受動喫煙防止対策の現状について伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 市の禁煙対策及び受動喫煙対策についてでございますが、令和2年4月の健康増進法の一部改正により、市役所や学校では敷地内について禁煙としており、利用者や職員、児童の受動喫煙の防止を図っております。

また、市の健康増進計画におきましても、基本目標として、生活習慣の改善や生活習慣病予防などを掲げ、たばこに関して、喫煙や受動喫煙の体へ及ぼす影響について周知啓発に努めております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 受動喫煙を防ぐことは社会や行政の大きな課題であるとともに、防げるがんへの適切な対策でもあります。

子供たちが遊ぶ公園の喫煙、歩きたばこの対策をどう考えるのか、市の見解を伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 公園や通学路等、子供が多い場所での喫煙につきましては、受動喫煙はもとより、危険や不安、そういった思いをさせない配慮が必要であるというふうと考えております。

市では、こうした観点から、市報やホームページによりましてマナー啓発に努めております。また、令和5年度からマナーアップキャンペーンも行っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、たばこの喫煙、受動喫煙の健康被害について教育現場で教えていくことは、将来、自身の喫煙を避け、防げるがんの観点からも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） たばこの喫煙に関する学習についてであります。学習指導要領の指導事項に示されておまして、小学校の保健及び中学校の保健体育の学習の中で取り扱っております。

具体的には、小学校第6学年において、病気の予防について理解することとしまして、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康という項目で扱っており、中学校では第2学年において、健康な生活と疾病の予防としまして、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康を扱っております。内容につきましては、喫煙による心身への影響、たばこの煙の種類、がんをはじめ様々な病気にかかる危険性等を学習しており、受動喫煙についても触れられております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。様々御答弁いただきました。

では次に、②の受診率の向上について伺います。

市長の御答弁では、健康づくりカレンダーの全戸配付や市公式ホームページ等での情報発信、また検診の定員拡大などを行っているとのことでしたが、どのような効果があったと捉えているのかお伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 市の取組に関する効果についてでございますが、がん検診につきましては定員を設けて実施をしておりますことから、受診率が大きく増加することの難しさがございますが、申込みの時期について多くのお問合せをいただいていることなどから、市民の皆様のがん検診に対する関心が高く、周知が図られていると認識をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） がんは、いまだに不治の病であると思われる方も多いというふうに思います。しかし、実際には、がんが転移していない初期の段階で発見でき、早期に適切な治療ができさえすれば、9割以上の方が治ると言われております。早期発見と早期治療が重要なことは、9割以上の方が治っている事実が示しております。そして、がんを早期発見するためには、がん検診を受けることが何より大切であることは明らかであり、がん検診の受診率を上げる必要がございます。

現在のがん検診、胃、肺、大腸、乳、子宮頸部、それぞれの受診率について伺います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 各がん検診の受診率についてでございますが、国の指針に基づくがん検診の報告集計である地域保健・健康増進事業報告の令和2年度の市の受診率におきましては、胃がん検診は1.8%、肺がん検診は1.1%、大腸がん検診は2.1%、乳がん検診は10.5%、子宮頸がん検診は7.4%となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 会社で受けてらっしゃる方も多いかというふうに思いますので、受診率、なかなか伸びないのは難しいのは理解をしておりますけども、様々取組をよろしく願いをいたします。

それぞれ単独の検査だけでなく、組み合わせで検査ができると、この受診率の向上につながるというふうに考えますが、その点についていかがでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） がん検診等を組み合わせで実施することについてでございますが、現在実施しております特定健康診査など申込み不要な健診との組合せにつきましては、ついでに受けられるという手軽さ

や申込みの手間が省けることとなりますので、受診率の向上につながるものと認識をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 対応をよろしく願いいたします。

胃の検査に関して伺いますが、現在はレントゲンの検査だけになっていますが、バリウムを飲んでのレントゲンか、胃カメラか、どちらか選べることによって受診率の向上につながるのではないかというふうに考えますが、その点についていかがでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 検査方法の選択と受診率向上の関連についてでございますが、国の胃がん検診の指針におきましては、検査方法はエックス線検査または内視鏡検査とされており、バリウム検査が受けられない方が内視鏡検査を選択できることは受診率の向上につながることも考えられます。

しかしながら、内視鏡検査は、より高度な設備や技術を要しますことから、実施に向けては、医療機関の設備等の状況、対象年齢、経費などを調査した上で対応していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 特に高齢の方には、この胃部レントゲン検査ではリスクが高過ぎるというふうに私は思います。バリウムの誤嚥や憩室炎などもありますし、何といても皆さんおっしゃるのは、宇宙遊泳みたいなことはできないとおっしゃる方がすごく多いんですね。検査中の事故も考えられますので、この安全性を確保するためにも胃カメラの採用を要望させていただきます。

ちなみに、この検査料金に差額が生じるのかどうか教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 胃カメラの検査料金についてでございますが、検査においては、検査前の薬剤投与が行われる場合もあり、トータルとして具体的な額を申し上げることはできませんが、診療点数としましては、バリウム検査と比べ胃カメラのほうが高くなると認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。様々御検討いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

調布市や埼玉県志木市、また所沢市では、子宮頸がん検査の受診率を高めるため、啓蒙活動の一環として、このHPVウイルスの有無を調べるセルフチェック検査キットの無料配付を行っています。HPVワクチン接種ができなかった世代、また子育てなどが多忙で検診に行けない20から30歳代の検診対象者において、調布市では300人を想定していたところ、倍となる600人の応募があったそうです。

子宮頸がんの早期発見のためにも、簡単にセルフチェックができる自己検査キットの無料配付の取組は、がん検診につながるきっかけづくりには有効ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） HPVウイルスの自己検査キット配付の取組についてでございますが、子宮頸がんの原因としてHPVウイルスが関与しており、HPVウイルスへの感染をチェックすることで子宮頸がんの早期発見につながるものと思われま。

国立がん研究センターの有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドラインでは、HPV検査も推奨検査とし、自己採取が医師の採取に比べて精度が大きく低下するものではないとしたものの、原則として医師が採取することとされております。

こういった状況を踏まえ、その効果などにつきまして、先行する自治体の事例を調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） あくまでもスクリーニング検査ですので、きっかけづくりにはとても有効だというふうに思いますので、前向きに御検討いただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、③の相談支援体制の充実について移ります。

アピアランスケアに対する相談を市で受けたことはございますでしょうか。相談があったときの対応はどのようにされたのかお伺いをいたします。

- 健康推進課長（幸村有紀君） アピアランスケアに対する相談についてでございますが、がん治療全般から乳房切除や脱毛についてなど、過去に数件、御相談を受けており、保健師や看護師が相談者の悩みを傾聴し、公立昭和病院など近隣の専門の医療機関や相談窓口などの御紹介を行っております。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。傾聴することが非常に大事だというふうに思います。

横浜市では、情報提供を強化するため、国立がん研究センター中央病院と協力し、髪や爪などの変化への心構えやセルフケア方法を医療従事者の立場から解説するアピアランスケアのリーフレットを配布していますが、当市でも同じような取組ができないかお伺いをいたします。

- 健康推進課長（幸村有紀君） アピアランスケアに関する情報提供についてでございますが、市公式ホームページでは、がんの予防と併せて、東京都のポータルサイトや国立がん研究センターの情報サイトをリンクして掲載しております。一くりにがんと申しましても様々な情報がありますので、市民の皆様に分かりやすく、また検索しやすいものとなるよう、今後におきまして工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） 厚生労働省のがんとの共生のあり方に関する検討会が提示した現状と課題の一部からは、がん治療のため退職・廃業したがん患者の割合は19.8%、そのうち、がん治療開始前までに退職した割合が56.8%を占める。治療に伴う外見の変化に関する相談ができた割合は、成人28.3%、小児51.3%にとどまる。がんと診断された患者54万6,148人のうち、がん診断後6か月以内に144人が自殺で亡くなり、同じ時期の一般人口と比較して2.7倍となるといったことが判明しております。

診断からの時期が短いほど自殺リスクが高まり、適切に相談支援につなげることが必要不可欠です。アピアランスケアというと外見にのみ捉われがちですが、重要なのは、心のケアも行う相談体制の整備、強化であると思います。

そのようなスキルを持った相談員が公立昭和病院などには配置されているのかどうか、御存じでしたらお伺いをさせていただきます。

- 健康推進課長（幸村有紀君） がん患者のケアに関する専門の相談員についてでございますが、公立昭和病院のホームページによる情報となりますが、がん相談支援センターが設置されており、治療や療養、経済面や社会復帰、また心のケアなどの相談について、看護師、社会福祉士が対応しているとのことでございます。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） 公立昭和病院のような既存の病院と連携を取り、がん治療による外見変化の影響をカバーするアピアランス支援施策が必要というふうに考えますが、いかがでしょうか。

- 健康推進課長（幸村有紀君） 病院との連携によるアピアランスケアの支援施策についてでございますが、がん医療の進歩により、通院治療を行いながら社会生活を送る患者も増えており、アピアランスケアについては、

国においても医療現場でのサポート体制が重要であるとして、都道府県ごとに地域がん診療連携拠点病院を指定しております。近隣では、公立昭和病院のほか、立川市にあります災害医療センターがこの指定を受けた拠点病院となっております。

市公式ホームページにおきましては、現在それぞれの病院のリンクを掲載しておりますが、連携方法につきましては、他市の参考となる取組を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

仕事をしながら通院するがん患者が増えたことで、がん治療に伴う外見の変化が患者に与える影響が注目されています。特に薬物療法による脱毛や乳がん治療による乳房の形状の変化は、患者にとって心身ともに与える影響が大きく、負担を軽くするため、医療用ウィッグや補整下着、乳房再建などの購入費の助成を行う自治体が全国的に増えています。

助成を行うための課題についてお伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） アピランスケアの助成に対する課題についてでございますが、医療用のウィッグや胸部の補整下着などが代表的なものではございますが、がん治療による外見的变化に対するケアは様々であると認識をしております。助成を行うためには、一人一人の悩みに適切に対応できる市の相談体制の強化や、地域がん診療連携拠点病院との連携をどのように図るかなどを整理した上で、費用対効果を検討する必要があると認識をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 悩んでる一人に寄り添っていただいて、ぜひ前広に検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、④家庭でのがんに関する知識の普及・啓発に移らせていただきます。

先ほどの市長の御答弁では、がんに関する教育や正しい知識の普及啓発については、市として乳がん予防に関する啓発物の配布や、市公式ホームページによる情報提供等に取り組んでいるとのことでしたが、どのようなタイミングで行っているのかお聞かせください。

○健康推進課長（幸村有紀君） 乳がん予防に関する啓発物の配布についてでございますが、保健センターにおきまして、3歳児と5歳児の健康診査を受診された方に乳房の自己触診グローブといったものを配付しております。また、20歳、40歳の女性に対しましてがん検診のクーポン券を郵送しており、がんに関するチラシを同封しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） インターネットの普及によって、がんに関する情報を知りたいときに、手軽に多くの情報を収集することができるようになりました。しかし、その一方で、たくさんの情報の中から、どれが正しい情報かどうかを判断することはとても難しくなっています。

こうしたことから、がんに関する正しい情報を得ることができるよう、がんに関する情報を整理し、分かりやすい情報提供を行うことにより、がん予防の知識を持つ人を増やしていくことが大切であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） がんに関する正しい情報を発信することについてでございますが、スマートフォンなどの普及により気軽に様々な情報を入手することができる中、市役所など行政からの情報は、市民の

皆様にとって信頼できる情報として認識されているものと考えております。がん予防の正しい知識を持つ人が増えるよう、適切な情報発信に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いいたします。

次に、⑤医師やがん経験者等の外部講師を活用した、一般の方向けのがん教育の実施について伺います。

令和5年3月に策定されたがん対策推進基本計画においては、国民ががん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識するとともに、がんを正しく理解することを目指すことが示されています。

これまでに、がん予防やがん検診など、教育に資するような講演会などを実施したことがありましたら教えてください。

○健康推進課長（幸村有紀君） がん予防やがん検診に関する講演会の実施についてでございますが、平成28年度の健康づくり講演会におきまして、乳がんをテーマとして開催をしております。このほか、市の事業や取組の紹介として、がん検診を含む内容について、民生委員等に向けた説明会などで説明を行っております。

また、公立昭和病院では、がんに関する市民公開講座を実施しており、市報におきまして周知を行っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 市としては、平成28年度に講演会を開催以来、行っていないというようなことでしたが、多くの市民の認識の実態としては、がんの人が身近にいても、自分には関係ない病気だと思っているので検診は受けない、自覚症状がないから大丈夫、健康だと思っている、がん検診を受けて異常が見つかったら怖いから検診は受けたくない、要精密検査になっているが以前も受けて異常なしだったので受ける必要性を感じない、何年も検診受診していて異常なしだったのでもう検診は受けなくても大丈夫だと思っている。

がんイコール死亡、がん療養イコール制限の多い生活など、マイナスイメージが強いので、そのような認識を変えていくがん教育が必要であると考えますが、市の認識を伺います。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） がん教育、またがん対策についてでございますが、治療方法の進歩によりまして、がんにかかった人の生存率は年々高まっており、また治療を続けながら社会生活を送ることも可能になってきているという認識を持ってございます。

市としましては、早期にがんを発見するために、やはりがん検診が有効であると考えておりますので、引き続き受診率の向上を図るためにも、がん検診の重要性について適切な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、がんと診断された場合におきましても、治療以外の生活全般について相談ができる窓口がございますので、そういったことを知っていただくことも必要なことであると考えております。この点におきましても、市民の皆様に分かりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えております。

がんに関する情報につきましては、正しく適切な内容を周知することががん教育にも資すると考えますので、がんについて正しく知っていただく、また理解していただく、そういったことを含めまして、今後のがん対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて自他の健康と命の大切さに気づき、

自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度が育成されるというふうに思いますので、この誰一人取り残さないがん対策の推進を強力をお願いをさせていただきます。

これでこの項は終了させていただきます。

次に、2、eスポーツの可能性に移らせていただきます。

①市内におけるeスポーツの活動状況と現在の市との関わりについてでございます。

市長の御答弁では、現時点では活動状況を把握しておらず、関わりもないとのことでしたが、eスポーツの可能性について、東大和市としてどのように考えているのかお聞かせください。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） eスポーツにつきましても、年齢や性別、障害の有無に捉われず誰もが参加することができるという点で、共生社会の実現につながる、そういった可能性があるものと認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 個人で活動されている方が多いというふうに思われますので、団体としての活動状況を把握するのは難しいというふうに思いますが、今後も関わりを持たないというふうなお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） eスポーツをオンラインによって楽しめる場合、議員の御指摘のとおり、個人や団体の活動状況を把握するのは困難ではございますが、eスポーツは全国で大きなイベントや大会が行われておりますことから、主要な大会につきましては、市ゆかりの選手の活躍等ございましたら注目していきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお願いたします。

所沢市では、今年の8月16日に市役所8階大会議室で開催した、ぶよぶよeスポーツファミリーカップに47組、94名の小学生と保護者が参加した。家族や友人の大声援の中、準決勝、決勝では白熱した接戦が繰り広げられました。参加者からは早くも来年の開催を希望する声もありましたと、市の広報紙にありました。

また、eスポーツを深く理解し、地域創生として活用することで所沢市を盛り上げることを目的に、地域の福祉、教育、商工業に関わる団体や事業者を対象として、所沢eスポーツサミットを開催しています。

所沢市と同じようにというのは無理だと思いますが、参考にできる取組だと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 御質問の所沢市のイベントにつきましては、小学生とその保護者のペアで参加いたしましてeスポーツを楽しむ大会で、決勝のトーナメントは会場で実況されて大変盛況であったと聞いております。所沢市の取組につきましては、地域活性化に資するものとして参考になるものと考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ参考にさせていただいて、取り組めるといいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次、②の障がいのある方の社会参加やコミュニティーの形成、高齢の方の認知症予防施策として、eスポーツが活用できるのではということについて伺いますが、実際にこのeスポーツを活用している施設はあるのでしょうか。ありましたら教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 市内で障害のある方を支援している施設におきましては、eスポーツを活用している事業所は現在のところないものと認識をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 障害のある方や高齢の方の活動の場として、このeスポーツの可能性をどう考えるのか、また課題等あればお聞かせいただけますでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） eスポーツでは、インターネット環境を通じて世界中の方々とコンピュータゲームの対戦をすることができるものと承知をしております。eスポーツの取組を通じまして、障害の有無、言語や年齢の壁を越えて世界中の様々な多様性のある方々とつながることができ、共生社会実現に向けての一助になるものと認識をしております。

課題につきましては、これまでの間、ゲームに接してこれなかった高齢の方もいらっしゃることや、新しいテーマとしての支援者側の理解が進んでいないことであると認識をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、eスポーツを多様な人がプレーするために必要なことはどのようなことだとお考えなのかお聞かせください。

○障害福祉課長（大法 努君） 市販されている機器では対応できない障害のある方や、ゲーム機器に関する知識があまりない高齢の方でも楽しめるよう、支援者側の理解とともに、利用しやすいコントローラー等の開発と、適切な支援や指導の方法の開発・普及が必要であると認識をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 障害者と健常者が同じ目標を共有して協力できる社会的場面が少ないのが現状です。そこで注目されているのがeスポーツの活用になります。

eスポーツがこれほどまでに注目されている理由の一つに、言葉の違い、年齢、性別、体格、そして障害の程度に関係なく競い合えることが挙げられます。これまで接点がなかった方たちと出会える場になり、一般参加者と障害者が一緒に対戦することも珍しくありません。eスポーツには様々な可能性があり、課題解決のための有効なツールともなると考えますが、いかがでしょうか。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） 障害のある方におきましては、eスポーツの取組を通じまして、新たな適応能力の発見ですとか、あるいは生活の充実、また社会参加の機会となる可能性があると考えております。

また、支援の支え手と受け手の役割というものを取り扱う地域共生社会という考えがございますけれども、その前提としても有意義であるというふうに認識しております。

eスポーツにつきましては、障害のある方に対する多様な支援の一つとして位置づけられる可能性はあると考えておりますが、一方、社会におけるその理解につきましては、まだまだこれからであるというふうに認識しております。

今後全国的な取組の動向につきまして注視してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

次に、③の西東京市でのフレイル予防対策についてお伺いをいたします。

西東京市独自の健康デジタル指導士の取組についてはどのように考えているのかお聞かせください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 西東京市の健康デジタル指導士についてであります。西東京市では、令和4年度から市独自の健康デジタル指導士の養成研修を実施し、デジタルを活用した健康ゲームを通じて、健康と人との交流を応援するボランティア活動の担い手の養成を行っているとのこととあります。その研修では、座学と実技、太鼓、運転のゲームになります、を行い、受講を修了された市内在住・在勤・在学中の18歳

以上の方が健康デジタル指導士として登録されているとのことであります。

西東京市の健康デジタル指導士については、フレイル対策の一つとして、社会参加の新たな形としての効果があるものと考えられますことから、取組内容及びその効果等について、今後研究してまいりたいと思います。以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 西東京市と同様の事業を実施するための課題はどのようなことでしょうか。また、このメリット、デメリットについてお聞かせください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 西東京市が行っているeスポーツ出張講座につきましては、市で養成した健康デジタル指導士が市内の高齢者施設やサロン等に出張し、健康ゲーム講座を実施するものであります。同様の事業を当市で実施する場合の課題としましては、健康デジタル指導士のような指導者を養成し、市で必要人数を確保するための講習開催に当たっての体制や、実際のeスポーツで使用するゲーム機器の購入や管理に係る経費、講座の受入先となります施設やサロン等との調整など、人員体制や経費の面での課題があると考えられます。

また、事業のメリットといたしましては、これまで介護予防活動に参加されてこられなかった新たな参加者の掘り起こしや、様々な世代の方との交流などが考えられ、デメリットといたしましては、先ほど申し上げました課題等が考えられます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 東北大学大学院高齢経済社会研究センターは、今年の3月15日、東北大学でeスポーツによる高齢者の健康維持のための実証実験を行ったそうです。70から80代の約15人を対象に、視野の範囲が検査でき緑内障の早期発見に役立つゲームなどを体験してもらおうというものでございました。

センター長の吉田浩氏によると、今回の実証実験では、孫が遊ぶゲームがどんなものかやってみたくてという興味などから実験に参加した人が多かったといえます。今回は使用許諾を得たプレイステーションソフトの「ぷよぷよ」、オリジナルで作成した「逆じゃんけんゲーム」、隕石撃墜ゲームの「メテオブラスター」の3つのゲームと、セルフ視力検査や目の健康に関するビデオ視聴を行ってもらいましたとおっしゃっております。今回の実証実験の結果、初めてのプレーながら楽しくゲームを遊ぶ高齢者がほとんどで、健康イベントに楽しく参加してもらおうという目的は達成できたそうでございます。

また、どのようなゲームジャンルが高齢者に向くのか目星がついてきたとおっしゃっています。若い人に人気のシューティングゲームやレーシングゲームなど対戦をメインとしたゲームは、瞬時の判断力を求められるため、高齢者の方にとっては難易度が高く感じてしまうようでございます。一方で、「ぷよぷよ」のような「落ちゲー」や「パズルもの」はある程度自分のペースで取り組めるので、高齢者との相性がよさそうです。テンポのゆっくりとした「音ゲー」も、高齢者に耳なじみのある民謡などを題材にすれば受けがいかもかもしれませんとおっしゃっております。動的でスピード感のあるゲームではなく、静的でシンプルな操作のゲームが高齢者に向いているようだ、ちまたでは「クソゲー」と言われるような、一見すると単調と思われるゲームのほうが高齢者にとっては楽しめるとおっしゃっております。

このような実証実験の結果もありますので、eスポーツの可能性について前向きに研究をしていただくよう要望いたしまして、この項は終わらせていただきます。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

---

午前10時56分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） 次に、シーズンオフの市民プールの有効活用について伺います。

①これまでどのような検討がなされたのかということですが、ここ数年のプールの利用状況の推移について教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 過去5年度分の利用状況といたしましては、令和5年度が48日間の開場で4万1,591人の利用、令和4年度は33日間で2万1,514人、令和3年度、令和2年度はコロナ禍のため開場しておりません。平成31年度は51日間で4万5,330人の利用でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 次に、市長の御答弁では、他の自治体における活用事例の情報収集を行っているとのことでしたが、情報収集した内容の詳細についてお聞かせください。また、具体的な検討には至っていない理由についてもお聞かせください。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 他の自治体の活用事例についてでございますが、武蔵野市が東京2020オリンピック・パラリンピックに係るイベントといたしまして1日限り行われました50メートルプールを利用したカヌー体験、また他県の自治体になりますが、期間限定で釣堀として活用された例、またスケートリンクとして活用された例等を確認してございます。

いずれにおきましても、施設保全上の課題、衛生面の課題、人件費や準備にかかる費用的な課題等から、具体的な検討には至ってございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 私もいろいろと情報収集してまいりますので、市のほうもぜひよろしく願いいたします。

カヌーの愛好家の方に話を伺うと、プールの壁などに傷がつかないような素材のカヌーもあるということをおっしゃってございました。その点について市の認識について伺いをいたします。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） プールの壁を傷つけない、そういったカヌーの素材の詳細を把握できてございませんので、今後情報収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いいたします。

今後のプールの使い方ということで、前に御説明をいただきましたが、ナイトプールも考えているというようなことでございましたけども、ナイトプールはやはり夏場だけの利用になりますが、プールは泳ぐだけのものではないというふうに考えております。オフシーズンでも、水景、水の景色として楽しむこともできますし、日差しが当たると水面がきらきらと輝きます。日が暮れると水中照明を施し、光を当てることによって幻想的なプールを演出します。

このような利用の仕方も一考いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） オフシーズンは、基本的には市民プールを閉鎖しておりますことから、水景としてのプールの活用につきましては、どのような催しとして開放するのか、またどうPRするのか等も含めまして調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお願ひしたいと思います。

設営・撤去が簡単な簡易の仮設エアドームを利用するのも一つかというふうに思います。寒風や風雨でもドーム内は快適なので、寒さや天候に左右されることなく、オフシーズンでもプールの使用が可能になります。また、プール全体を覆うことが可能なので、ごみやほこり、落ち葉なども防げて、清潔な状態を保つことができます。一年通しての使用は難しいというふうに思いますけども、その点についていかがでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 簡易仮設のエアドームを市民プールにどのように活用できるのか、また東京都のプール等取締条例等の法令上の課題がないのか、調査研究する必要があるかと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 様々条例等もあるのかというふうに思いますけども、ぜひ前向きに検討いただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

次に、②の仮設のスケートボードパークとしての活用について伺います。

先ほど申し上げましたように、仮設のエアドームを利用することによって寒暖等の天候の影響を抑えることができるというふうに思います。また、防音にもなりますし、水を張っておく必要もなくなるのではないかとというふうに思うんですけども、仮設のスケートボードパークとしての活用もできるのではないかとというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） 市民プールをスケートボードパークとして活用できないかということでございますけども、市長から御答弁もありましたとおり、現状、市民プールにつきましては、シーズンオフのときも水を張ることで経年劣化の抑制を図っているところでございます。

議員が御提案をされております仮設のエアドーム、そちらを利用するという事で寒暖等の天候の影響をある程度抑制できると、そういうお話もありますけども、いずれにしても水を抜くということで、スケートボードをすると、やはりジャンプしたり、ボードを地面につけて減速や停止するというようなスケートボードの活動上、設備が傷つくというようなリスクはあるのかなというふうに思います。今年オープンのために、プールの床面というんですかね、11体のうまべえの絵が描いてありまして、非常に子供たちからも人気なところもありますので、そちらが消えちゃったりとか、剥げちゃったりとか、そういうことも心配になります。養生すればいいんじゃないかというお話もあろうかと思っておりますけども、その部分も、やはり水を抜いちゃいますから、乾燥してひび割れなどが心配になったりいたします。

そういう状況から、現状ではやはりオフシーズンのスケートボードパークとしての活用というのは難しいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

御心配はよく分かります。仮設で強化することもできるかというふうに思いますので、できるようであれば一石二鳥にも三鳥にもなるのかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

では次に、4番目の東京2025デフリンピックへの市の関わりについて伺います。

①のデフリンピックに対する大会認知度の向上や東大和市ゆかりのデフアスリーの活躍の後押しを含めた支援の在り方について伺いますが、先ほどこの壇上でも述べましたように、大会の歴史上初めて日本が選ばれ、

第1回フランス大会から数えて100年目に当たる記念すべき大会となります。

知らない方も多いと思いますので、まずはこのパラリンピックとデフリンピックの違いについて教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） パラリンピックとデフリンピック、いずれも障害のあるアスリートたちが参加する競技種目におきまして自身の能力を最大限に発揮できる重要な国際スポーツ大会でございますが、それぞれ独自の競技種目や成り立ちの歴史等がございます。

また、何より大きな違いとなりますのが、対象となる障害の種類や開催の形式でございます。パラリンピックは、身体障害、視覚障害、知的障害のあるアスリートが参加いたしまして、オリンピック終了後に同じ会場で開催いたしますが、デフリンピックは聴覚障害のあるアスリートが参加いたしまして、オリンピックとは別の時期に開催されるものでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、デフリンピックの独創性について教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） デフリンピックは、聴覚障害のある方がスポーツに参加する機会を大きく広げまして、聴覚に障害があっても、スポーツを通じた自己表現を世界に向けて発信できると、そういった社会的な意義があるものと考えてございます。

また、このことから聴覚障害の認知度を向上させ、聴覚に障害があることで直面する日常生活の課題が知られるようになりまして、聴覚障害に対する理解が浸透するものと認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、デフリンピックへの参加資格について教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 全日本ろうあ連盟のスポーツ委員会によりまして、デフリンピックへの参加資格は、音声の聞き取りを補助するために装着いたします補聴器や人工内耳の体外パーツ等を外した耳の状態で聴力損失が55デシベルを超えている聴覚障害者で、各国のろう者スポーツ協会に登録されている者とさせていただきます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、大会認知度を向上するための取組としてですけれども、このデフリンピック啓発パンフレットの配布や、映画「みんなのデフリンピック」の上映会、関連展示や啓発グッズコーナーの設置、デフアスリートを招いての講演会、関連手話、これは国際手話を学ぶ講習会の開催などが考えられますが、今後取り組んでいただきたいというふうに考えておりますが、その点についていかがでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） デフリンピック認知度の向上のための方策といたしまして、様々な方法やツールの活用等、考えられるかと認識しております。

今後東京都からの啓発グッズ等を活用いたしまして、東京都との連携の下、認知度向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、令和6年3月の多摩湖駅伝大会の会場では、デフリンピックのブース出展を東京都と調整しております。デフリンピックのPRを会場で図る予定でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。楽しみにしております。よろしく願いいたします。

では、その上でなんですけども、情報バリアフリーの推進も重要かというふうに思います。その点についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 東京都では、音声の文字化や多言語化、また競技の音の擬音化などのデジタル技術の活用、これらを基本計画に盛り込んでおりまして、こうしたデフリンピックにおけますユニバーサルコミュニケーションの社会浸透の意義、こちらをPRする必要があるものと認識してございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、これまでに東大和市ゆかりの選手がこのデフリンピックに出場したことはありますでしょうか。あるようでしたら教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 現時点におきまして、市ゆかりの選手のデフリンピック出場は確認されてございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、東大和市がこのボウリング競技の会場となることが決定した経緯について教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） デフリンピック大会の競技運営に必要とされますボウリング競技のレーンの数、こちらを東大和市の会場が有しておりまして、また平成25年に東京で開催されました国民体育大会のボウリング競技の会場となった実績を踏まえまして選定されたものと伺っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） そちらも楽しみだというふうに思います。

この項、最後になりますけども、都内中・高生の投票によって、この大会エンブレムのデザインが決定をいたしましたけども、大会エンブレムの意味するところを教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 東京都からの公表によりますと、このエンブレムのコンセプトにつきましては、人々のつながりを意味する輪、輪っかの輪ですね、輪をテーマにしており、デザインの上では、デフコミュニティーの代表的なシンボルであります手を表し、デフリンピックを通じて競技と話題に触れ、互いの交流やコミュニティが輪のようにつながった先には新たな未来の花が咲いていくことを表現して、また花については桜の花弁をモチーフにしているとございました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、次の②のデフスポーツの体験や、デフアスリートに触れる機会の創出についてでございますけども、この開催基本計画が2023年11月22日に公表されました。「大会の意義を都民・国民に発信するとともに、大会の開催気運を盛り上げていくための様々な取組を展開していく」の中の、「大会の意義や魅力を伝える」の中に、「応援アンバサダーなどを通じ、大会の意義や魅力を伝える。大会エンブレムを用いた広報PRツールの活用、デフアスリートと子供たちとの交流や競技体験など、大会への関心を高める取組を幅広く展開」とありますので、先ほど市長の御答弁からいただきましたように、東京都と調整をしていただいて、子供たちが体験できるようによろしくお願いをしたいと思います。

次に、③のデフリンピックへの小・中学生の観戦についてですけども、こちらも「「シンプルで心に残る大会」をめざすとともに、全ての人が輝くインクルーシブな街・東京の実現に貢献」という中の、「こどもたち

が夢をみる」に、「都内や被災地の子どもの競技観戦や、選手入場時のエスコートキッズなどの機会を設け、デフスポーツの魅力を感じてもらおうとともに、またとない経験を届ける」とありますので、観戦に関しましても、先ほど市長から御答弁をいただきましたように、東京都との調整をお願いをさせていただきたいと思えます。また詳細が決まりましたら、改めて確認をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 森 田 博 之 君

○議長（東口正美君） 次に、10番、森田博之議員を指名いたします。

[10番 森田博之君 登壇]

○10番（森田博之君） 議席番号10番、自由民主党新政会の森田博之です。通告に従い、令和5年第4回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は、市内小・中学校における不登校についてと、自治会活動の支援についての2点でございます。

まず1点目ですが、市内小・中学校における不登校についてです。

①不登校児童・生徒に対する支援体制について。

ア、不登校児童・生徒に対するサポートについて。

イ、不登校児童・生徒の家族に対するサポートについて。

ウ、サポート内容の成果や効果は。

②学校と地域の連携について。

ア、不登校児童・生徒について、学校と地域との連携の取組について。

イ、学校と地域が連携する際の不登校児童・生徒の情報共有について。

2点目は、自治会活動の支援についてです。

①自治会におけるデジタル技術の活用について。

ア、活用について、市の認識は。

イ、活用が進めば、若い世代へのアプローチにつながると考える。活用の支援について、市の認識は。

②自治会における助成金等の活用について。

ア、活用状況は。

イ、活用について、市の認識は。

③市における自治会活動への支援について。

ア、自治会加入にあたってのメリットの強化策や、自治会加入者への活動特典などについて。

イ、自治会活動の見える化を図るため、市のホームページやSNSでの発信に係る市の認識について。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては、御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[10番 森田博之君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、小・中学校における不登校児童・生徒に対する支援体制についてであります。

市では、令和4年度から教育相談体制を強化し、学校、家庭、教育委員会、関係機関等が連携して、子供や保護者の状況に応じた支援ができるよう取り組んでおり、一定の効果が現れていると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、不登校児童・生徒に関する学校と地域との連携の取組についてであります。未来の地域社会を担う子供たちを地域と学校が連携して継続的に育てていくことは重要であり、学校におきましても実態に応じた取組が始まっていると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、不登校児童・生徒の情報共有についてであります。地域と学校の連携、とりわけコミュニティ・スクールとしての連携を通じて子供たちを支援するためには、学校の現状を理解するため、子供たちに関する情報共有が必要なケースも生じてくるものと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、自治会におけるデジタル技術の活用についてであります。デジタル技術の活用は、自治会運営の効率化が図れるとともに、幅広い世代への自治会活動の周知や災害時における情報伝達等に有効であると認識しております。

また、地域の実情に応じてできることから徐々にデジタル技術を活用いただくことで、自治会活動がより活性化されるものと考えております。

市としましては、デジタル技術の活用に当たり、自治会からの御相談内容などにより、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、自治会における助成金等の活用についてであります。各自治会の実情に応じた必要な経費として、市や東京都のほか、民間の助成金等が活用されているものと認識しております。

また、各種助成事業の活用により、自治会活動の活性化に寄与しているものと認識しております。

次に、自治会活動への支援についてであります。現在自治会加入に当たってのメリットの強化策や自治会加入者への活動特典の検討は行っておりませんが、今後先進市の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

また、自治会活動につきましては、市公式ページをはじめ、自治会長会議、市役所市民ロビー、イトーヨーカドー東大和店の情報発信コーナーにおいて紹介しております。

引き続き、多くの媒体を用いて情報発信してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、市内小・中学校における不登校児童・生徒に対する支援体制について御説明いたします。

初めに、不登校児童・生徒に対するサポートについてであります。当市では令和4年8月からスクールソーシャルワーカーを1名から3名体制にして児童・生徒の実態を丁寧に把握するとともに、関係機関等との連携を充実させ、個々の状況に応じた支援等ができるようにしております。

また、令和5年度から市内小・中学校の1校ずつに校内サポートルームを試行で設置したり、不登校児童・生徒等の1人1台端末にAI型教材を導入したりすることで、児童・生徒が安心して学べる環境の整備に努めているところです。

次に、不登校児童・生徒の家族に対するサポートについてであります。市では、教育委員会が主催する不登校児童・生徒を抱える保護者を対象とした、社会的自立に向けたサポート懇談会を年間3回開催しております。

本懇談会の目的は、各家庭で抱える児童・生徒の登校に向けての悩みや不安を出し合い、専門家とともに話し合うことで保護者のサポートを行うこととあります。

なお、当日は、公認心理師、臨床心理士等を講師に招き、子供の現状についての捉え方や対応方法等の情報共有や懇談ができるようにしております。

次に、サポート内容の成果や効果についてであります。令和4年8月にスクールソーシャルワーカーを3名体制にしたことで、令和4年度の市内全校における不登校児童・生徒の未確認件数がゼロとなったことや、校内サポートルーム設置校では、未設置校と比較して不登校児童・生徒の出現率が低くなったことが挙げられます。

また、不登校児童・生徒を抱える家族へのサポートとしましては、教育相談体制を強化したことにより、スクールソーシャルワーカーや、さわやか教育相談員、各学校配置のスクールカウンセラー等と面談を行う機会が増えたことや、家庭の状況に応じた関係機関との連携が行いやすくなったことなどが挙げられます。

さらに、サポート懇談会につきましても、具体的な対応方法について専門家に相談できると参加者から好評をいただいております。

次に、不登校児童・生徒に関する学校と地域との連携の取組についてであります。新型コロナウイルス感染症対策による制限の緩和を受け、学校と地域が連携した取組も少しずつ増えてきております。

具体的には、学校内にある支援室に地域の方がボランティアとして滞在することで教室への登校が難しい子供にとっての居場所になっている事例や、地域が主催するイベントに不登校傾向の児童・生徒が参加しやすく、地域の取組を通して人との関係づくりが育成されているという事例などが挙げられます。

また、当市は令和5年度から市内全校がコミュニティ・スクールになりましたことから、今後は地域と学校の連携をさらに進め、不登校児童・生徒等の見守りや支援を充実させてまいりたいと考えております。

次に、学校と地域が連携する際の不登校児童・生徒の情報共有についてであります。コミュニティ・スクールでは、学校運営への必要な支援に関する協議を行う学校運営協議会が設置されております。学校運営協議会委員につきましては、特別職の地方公務員の身分を有するため地方公務員法の守秘義務に関する規定は適用されませんが、委員は協議などを通じて児童・生徒のプライバシー等の情報を知り得る可能性があることから、それらの情報について、一般の公務員と同様に、委員としての任期中及び任期終了後も守秘義務を負う必要があります。

そこで、当市におきましては、東大和市学校運営協議会規則第11条において守秘義務等を規定しておりますので、知り得た個人情報につきましては適切に取り扱われているものと認識しております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まずは、市内小・中学校における不登校についてでございます。

今年の9月の定例会中に、決算特別委員会にて、令和4年度の行政報告書の中で不登校児童・生徒が極端に増えておりました。小学校では、令和3年度57人から、令和4年度は81人、中学校は、令和3年度の95人から

136人と大幅に増加しております。いずれも約1.4倍になっております。全国における令和4年度の不登校児童・生徒は19万9,048人、小学校で10万5,112人、前年比で2万3,614人増、中学生19万3,936人で前年比3万494人増、昨年の24万4,940人と比べて1.2倍になっております。全国と比べて東大和も高い水準にあると思います。

文部科学省は、令和5年3月に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとして、COCOLOプランをまとめ上げました。東大和市においてもこのCOCOLOプランを踏まえて、不登校対策の推進に努めていることと思います。

そこで、幾つかお伺いしたいと思います。

不登校児童・生徒に対する支援体制についてのアであります。

不登校児童・生徒に対するサポートについて、現在における不登校児童・生徒についての人数を教えてください。また、近年の推移、傾向についても教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 不登校児童・生徒の人数について、10月末での人数になりますけれども、小学校の児童は56名、中学校の生徒は170名となっております。また、近年の推移及び傾向としましては、全国における不登校児童・生徒の増加と同じく、東大和市でも増加傾向がございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 不登校児童・生徒が増えているということでもあります。その原因、理由について教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 全国的に不登校児童・生徒が増加している傾向につきましては、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果というものにおいて、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しくなったことなど、登校に意欲が湧きにくい状況にあったと文部科学省は分析しております。

また、本市におきましては、当該児童・生徒の様子をよく知る管理職等やスクールソーシャルワーカー、関係機関などから、コロナ禍により保護者の生活リズムも変化したことで子供の生活リズムも崩れてしまい、昼夜逆転状況から改善しにくい状況であることや、子育てや環境として仕事が忙しく、子供への関わりが薄くなってしまっていることなどから、子供の生活リズムだけではなく、子供の気持ちの変化に対応が難しいという大人側の要因も挙げられております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

全国的な不登校の推移は、平成23年度までは小・中学校ともおおむね横ばいか若干の減少傾向であったのが、平成24年度を境に増加に転じ、以降、令和4年度まで10年連続増加となっております。特に令和3年度、令和4年度においては大幅に増加しております。

コロナ禍をきっかけに、御答弁いただいたように、生活のリズムが崩れたことと併せ、登校自粛期間が続いたことで児童・生徒の登校意欲が低くなったと思われます。その現状についてどのように捉えているかお聞かせください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 不登校支援につきましては、様々な視点の支援が必要であると認識しております。例えば不登校児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備や、不登校児童・生徒の保護者への

支援、早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化など、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策の推進が重要であると認識しております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 不登校に対する対応は近年なかなか難しいとは思いますが、学校の先生も御苦労されているのではないかなというふうに思っております。やはり専門家の力を借りるというのは有効な手段だと思います。

教育長答弁では、令和4年8月から、スクールソーシャルワーカーを1名から3名体制にしたとのことでした。スクールソーシャルワーカーについてももう少し詳しく教えてください。

また、令和5年度からは、市内小・中学校の1校ずつにおいて校内サポートルームを試行で設置してということでした。校内サポートルームについてももう少し詳しく教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） スクールソーシャルワーカーについてであります。児童・生徒を取り巻く様々な問題を扱い、学校、医療機関、地域、家族など児童を取り巻く環境に働きかけることを行っております。

具体的には、学校巡回として、常時、週1日、1日3時間は校内で対応し、担当校の児童・生徒の情報共有や対応を行っております。それ以外でも、対応ケースに応じて各学校等へ出向いており、児童・生徒、保護者や関係機関への働きかけを行っております。

校内サポートルームについてであります。在籍の学級に入りづらい児童・生徒が落ち着いた環境、空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境になります。自分のクラスと1人1台端末をオンラインでつないだ学習や、1人1台端末に導入しているAI型教材、これを使っての学習など、個々に応じた学習をしております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 今のお話を聞きまして、児童・生徒の問題に幅広く関わるスクールソーシャルワーカーの役割は大変重要な位置を占めているなというふうに感じました。

そのスクールソーシャルワーカーという仕事は、どのような方々がされているのでしょうか。また、校内サポートルームについても大変重要な役割を果たされてるなというふうに思いました。スクールソーシャルワーカーのお仕事について、どのような方々がされてるのかということで教えていただけますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 令和5年度段階の本市におけるスクールソーシャルワーカーの採用要件につきましては、原則として社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有している者になります。これは、東京都教育委員会の東京都スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱に示されている項目に基づいて採用をしております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

続きまして、不登校児童・生徒の家族に対するサポートについてでございます。

不登校児童・生徒について、一番心配されているのはやはり保護者でありますし、一番身近であるということと考えますと、保護者への支援というのは欠かせないものではないかと思えます。

保護者を対象としたサポート懇談会を年3回開催しているということでした。このサポート懇談会はどれくらいの保護者が参加されているのでしょうか。内容についてももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 第1回である8月24日の会につきましては、保護者の参加数は1名でありました。周知の方法につきまして、本案内を各学校へ配付し、各学校から児童・生徒の不登校及び登校渋りでお悩みの保護者宛てに個別に案内をしております。

なお、これから実施する第2回以降の開催案内について、校長会・副校長会において改めて周知を行うとともに、対象を広げて現在案内をしているところでございます。

以上です。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

家族へのサポート懇談会ですが、参加者数1名ということでした。1名は少ないと感じますけれども、対象者はどのような方で、どれぐらいの人数だったのでしょうか。なぜ1名しか来なかったのでしょうか。また、対象者を広げて御案内しているというようなことでしたが、どのように広げたのでしょうか。

サポート懇談会を開催するに当たり、課題などありましたら教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） サポート懇談会の対象者についてであります。市内小・中学校において現在児童・生徒の不登校及び登校渋りでお悩みの保護者が対象となっております。その対象者に各学校が個別に案内をしております。

サポート懇談会の開催に関する課題についてであります。参加人数が少ないということからも、周知方法を改善することが課題でありました。この状況を受けまして、現在は本会に関する周知の方法については、今後各学校が対象家庭に個別に案内するのではなく、各学校で保護者対象に一齐に周知をするなどの周知方法の変更を各学校へ伝えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

このサポート懇談会は保護者にとって大事な機会だと思います。課題があれば、速やかに改善していただければというふうに思います。

保護者の悩みや不安として上がってくることについても教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 保護者の悩みや不安につきましては、個人情報に関係してくることから、答えられる範囲ではありますが、子供との関わり方や子供の様子についての捉え方など様々ございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

児童・生徒、家族へのサポートに当たっては、学校の先生が最前線で向き合っていると思いますけれども、先生は、不登校児童・生徒や家族とはどのように向き合っているのでしょうか。また、ベテラン教師によるサポートなどの仕組みなどはあるのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 教師の不登校児童・生徒や保護者との向き合い方、ベテラン教師によるサポートについてであります。担任一人が抱え込むのではなく、一人の子供に対してチームとなって関わる体制を取っております。日頃の学校生活上、または連絡を取り合う中で、児童・生徒の様子や保護者の様子など、校内支援委員会等で情報を細かく把握・共有をしております。

なお、校内支援委員会では、子供の状況に応じた校内での支援体制を検討するため、管理職だけではなく、担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員などが関わり、様々な視点から子供や保護者の状況を捉えて対応をしております。

以上でございます。

- 10番（森田博之君） ありがとうございます。不登校児童・生徒や家族との向き合い方は、対先生、先生をベテラン先生がサポートする体制ではなくて、チームで対応する形を取っているということが分かりました。続いて、サポート内容の成果や効果は、についてでございます。

令和4年度8月にスクールソーシャルワーカーを3名体制にしたことで、不登校児童・生徒の未確認件数がゼロになったとのことでした。このゼロになったということはどういうことでしょうか。

- 指導担当課長（菅野恭子君） 不登校児童・生徒の未確認件数ゼロについてであります。不登校の状況が長く続く場合、保護者や本人と連絡がなかなか取れないという状況が長引くことがございます。スクールソーシャルワーカーを3名体制にしたこと及び教育相談体制の強化、これを図ったことで、児童・生徒や保護者などと連絡が取れない状況、こういったものをゼロにし、各状況に応じた関係者の関わりなどを行っております。以上でございます。

- 10番（森田博之君） 不登校の状況が長く続く場合、保護者や本人となかなか連絡がつかないということもあるということが分かりました。それが解消されたということは一定の成果だと思います。

また、校内サポートルーム設置の効果として、不登校児童・生徒の出現率が低くなったということですが、もう少し現状を教えてください。

- 指導担当課長（菅野恭子君） 校内サポートルーム設置による不登校児童・生徒の出現率の低下についてであります。校内サポートルームを設置している学校では、以前、不登校が長く続いていた子供が自分のペースで校内サポートルームに登校できたり、登校渋りが気になる子供について、校内サポートルームで自分のペースで取り組むことができ、不登校を防げたりしているということから、不登校児童・生徒の数が設置していない学校よりも少ない傾向があるということになります。

以上でございます。

- 10番（森田博之君） ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーの増員と、校内サポートルームの設置の成果が出ているというふうに考えます。

スクールソーシャルワーカーのさらなる増員や、校内サポートルームのさらなる設置についてはどのようにお考えでしょうか。

- 指導担当課長（菅野恭子君） スクールソーシャルワーカーの人員の増員についてであります。人件費については、令和6年度までは東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業強化モデル、こういったものを活用することで、令和2年度に支出した市負担額を超えた金額の全額について補助を受けておりますが、令和7年度からは補助率が2分の1まで下がるという予定があります。今後新たな活用できる制度等の動きについて引き続き注視してまいります。

また、校内サポートルームにつきましては、長期的な予定ではありますが、今後市内の小・中学校においてできるだけ多くの学校に設置をしていく予定であります。

なお、校内サポートルームを設置するに当たり、常駐できる教員の配置が課題であります。

本市では、児童・生徒への指導や保護者対応の経験がある者、こういった者を配置ということで検討しているため、今後退職を迎える教員に対して都の非常勤教員の採用選考を促しており、今年度も以前よりも多くの教員が挑戦しております。今後都の非常勤教員の確保ができ次第、各学校等の不登校児童・生徒数や、地域の状況等を見ながら配置をしていく予定であります。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

当然、スクールソーシャルワーカーの増員、校内サポートルームの設置、いずれにしても、予算があるのと併せて人材の確保が必要となってまいります。特に人材確保については、どこの自治体も確保に必死かと思っておりますので、御尽力いただきたいと思います。

また、家族へのサポートについても好評のようですが、不登校に対する具体的な成果について教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 教育長答弁と重なりますけれども、サポート懇談会には、講師として臨床心理士など専門的な知見から現状についてアドバイスができる方を招いていることから、具体的な対応方法について見通しを持つことができ、一人で抱えていた悩みなど、解決につながっていると聞いております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

成果や効果が出てきているということでございますけれども、支援体制については何か課題がありますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 成果や効果を踏まえた支援体制の今後の課題につきましては、児童・生徒や保護者、地域などの様子が見えてきたからこそ、増加傾向にある困難を抱えている子供や保護者などをサポートできる人材の確保、こういったものが課題になっております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） やっぱり人材確保というのが課題であるのかなというふうに思います。

続いて、学校と地域の連携について、不登校児童・生徒について、学校と地域との連携の取組について質問したいと思います。

不登校対応には、学校だけでなく、地域にも力になっていただくことが大切なことだと考えております。学校と地域の連携について、不登校児童・生徒について、学校と連携についてですけれども、コロナ禍を越えて、学校と地域の連携の取組も少しずつ増えているということでもございました。学校の支援室に地域のボランティアの方が来られたり、地域イベントに不登校傾向の児童・生徒が参加しやすい関係づくりをされているということでした。もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校と地域との連携に関する事例の詳細についてであります。学校の支援室に校内サポートルームとして教育指導課から指導員を配置しているほか、地域の方がボランティアで関わるときに滞在しているため、教員以外の大人と関わることができたり、自分のペースで気持ちを整えられたりする場所として、子供にとっての居場所となっているということになります。不登校及び不登校傾向の子供が少なくない状況において、子供に対する教科等の指導ではなく、見守りとして関わる大人が複数いることは、きめ細かな対応にもつながっております。

また、地域のイベントにつきましては、不登校等の子供の中には、同学年の子供たちとの関わりは難しくても、下級生や年上の方々との関わりはできるということもあり、そのような子供たちは地域のイベントなどを楽しみにしていて、進んで参加をしているということです。さらに、地域の方が小まめに地域のパトロールなどを行っていただいております。気になる子供に声をかけたことなどについて学校の管理職に報告をしてくださったことが校内での児童・生徒の状況把握に大変役立っているということです。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 今のお話を聞きまして、地域の力が不登校児童・生徒に対して大きく役立っているということが分かりました。

地域の方々が学校に関わってもらうための取組などはありますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 地域の方々が学校に関わってもらうための取組についてであります。現在行っているものの一例としましては、先ほど御紹介した登下校の見守りや放課後個別学習での支援、図書室や学校環境の整備、授業サポーターとして、調理実習や、配慮が必要な道具を使用する学習や校外学習などの引率、そのほか朝読書の時間における読み聞かせや、地域社会人材を活用した教育活動におけるゲストティーチャーとしての関わりなどがございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

令和5年度、市内全校がコミュニティ・スクールになりました。地域と学校の連携が進む上で、見守りや支援が充実してくると思います。現段階で成果や効果がありましたら教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） コミュニティ・スクールとなり、地域と学校の連携が進む中での成果や効果についてであります。先ほど紹介いたしました地域の方々が学校に関わってもらうための取組にもありますように、日頃の教育活動に協力していただいている保護者や地域の方々が増えると、児童・生徒が安心して学べる環境が充実していきます。

また、ある学校からの報告ですが、コミュニティ・スクールになり、学校運営協議会において学校の取組について発信をすることで、年度末に実施する保護者対象の学校評価アンケートにおける学校に対する意見というものがコミュニティ・スクールになる前は100件程度あったものに対し、コミュニティ・スクール後には13件に減少したということなどが挙げられております。

このようなことから、子供と一緒に育てる意識が高まることで、学校が抱える課題についても、地域と一緒に解決したり、未然防止を行ったりする効果があると考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 少しずつ地域の方々も学校に関わって、理解が少しずつ広まっているのかなというふうに今感じました。

運動会や音楽会、学校と地域で一緒に行える地域の運動会や地域の音楽会など、文化祭など、一緒に開催できれば、学校と地域の連携ができ、地域と学校の課題などにも力を貸していただけるきっかけになるのではないかなというふうに思います。

全国でもそのような取組をされているところもございます。例えば隣の所沢市の柳瀬中学校では、20年以上、地域と合同の体育祭を行っているようでございます。このような取組をどのようにお考えでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） コミュニティ・スクールとして、学校と地域との連携方法については、今御紹介のありました所沢市の事例をはじめ全国的に様々な取組がございます。地域を構成している方々の年齢層や世帯の傾向など、各地域の状況により実施可能なものと難しいものなどがあると考えております。

本市につきましては、令和5年度、全校をコミュニティ・スクールとして、現在各学校が意欲的に地域の特性や子供たちの実態を踏まえた取組を研究し、実践をしているところであります。

教育委員会としては、各学校の取組を後押しするためにも、管理職対象の自主研修会の中で、国のコミュニ

ティ・スクールコーディネーターを経験し、現在先進地区においてコミュニティ・スクールアドバイザーを行っている方を講師として招き、国の方針や現状について、国の取組、特に本市と規模や状況が類似している地区の実践事例紹介、情報共有などを行いました。持続可能な連携の在り方であるためにも、段階を踏みながら実態に即した事例を考えるよい機会になったことから、今後もこのような機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ぜひとも進めていただければというふうに思います。

今お話の中で、コミュニティ・スクールアドバイザーを行っている方を講師に招いて行ったというふうに話がありました。その内容をもう少し御紹介いただけませんか。

○指導担当課長（菅野恭子君） コミュニティ・スクールアドバイザーを行っている方を講師に招いて行った内容についてであります。文部科学省から示されている内容に準じて、学校支援の歴史という視点から、地域学校協働推進の在り方や、各学校の管理職からの質問に対する回答、全国の取組事例、そして特に地区の規模が東大和と似ている地域の取組事例の紹介、コミュニティ・スクールを推進することでの効果などがございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

続いて、学校と地域が連携する際の不登校児童・生徒の情報共有についてでございます。

地域の方々と不登校に当たっての連携をする場合、情報共有が欠かせないと思います。情報については適切に運用していく必要があります。答弁の中でもコミュニティ・スクールのお話が出ましたが、やはりコミュニティ・スクール——学校運営協議会が要になってくるのではないかと思います。

実際にこのコミュニティ・スクール——学校運営協議会で、この不登校児童・生徒について情報共有をされていて、そのための解決に活用しているようなことはあるのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校運営協議会における当該校の不登校児童・生徒の人数や割合、傾向などの情報共有についてであります。人数や傾向などを示す形式は様々であります。学校の実態として共有しているところもございます。

今年度、校長会や副校長会及び管理職対象の自主研修会などにおいて、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会では、学校や地域の実態を丁寧に互いに把握し、地域と学校で共に目指す子供の姿、地域の姿、こういったものを共有することの大切さについて説明をしております。

このことから、今後さらに情報共有しながら、不登校児童・生徒について解決に向けて取り組む学校が増えてくると考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。そういう不登校児童・生徒について、地域も一緒に取り組むということが大事になってくるかと思えます。

不登校については全国的にも課題になっていることでございます。小学校は子供にとって初めての社会生活になると思います。やはりそこにはストレスもかかってまいります。しかしながら、大人になって社会に出れば、さらにもっと大きなストレスと闘わなくてはならなくなってまいります。会社に行かなくても仕事ができる時代にはなっておりますが、自立して家族を持って生活するというのは大変なことだと思います。教師の

方々はもちろんのこと、学校や地域、フル出勤で子供たちを育てていく土壌も必要だというふうに考えます。夫婦共働き、核家族で進んでしまっている以上、地域の力は子供たちにとって必要不可欠であると考えます。

子供もいずれ大人になり、今度は支える側になってもらわなくてはなりません。スクールソーシャルワーカーの増員や校内サポートルームを増やすことも不登校の解決手段であると思いますけれども、しかしながら、根本的なことは、私たち大人が地域で子供たちを育てるんだという土壌をつくっていくことではないかなというふうにも思っております。

ぜひとも学校と地域のさらなる連携に努めていただき、不登校の課題などに地域の力を学校運営にも役立てていただきたく、要望いたします。

以上でこの項は終わりにさせていただきます。

○議長（東口正美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（森田博之君） 午前中に引き続き、再質問させていただきます。

その前に1点、午前中の発言の訂正をさせていただければと思います。

市内小・中学校の不登校についての全国における令和4年度の不登校児童・生徒は29万9,048人と申し上げるところ、19万9,048人と発言したということですので、29万9,048人に訂正させていただければと思います。

それでは、大項目の2つ目、自治会活動の支援について再質問させていただければと思います。

自治会は、現在も地域コミュニティの中心的な役割を果たしていますが、近年の加入率の低下、担い手不足等により活動の持続可能性が低下、自治会に期待する防災・防犯や高齢者・子供の見守り、居場所づくりなど、期待される役割が失われつつあると考えております。自治会は、地域課題を解決するに当たっての基盤として大変な重要なコミュニティだと認識しております。

そこで、幾つかお伺いしたいと思います。

まずは、近年の自治会加入について、自治会の数、それから加入率、それぞれの推移について教えていただけますでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 直近3年間、各年4月1日現在での推移について申し上げます。

令和2年度、自治会数72、加入率31.1%、令和3年度、自治会数70、加入率30.2%、令和4年度、自治会数71、加入率29.6%となっております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

その自治会数加入率について、市はどのように認識されているのでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 自治会数や加入率は全国的に低下傾向が続いておりまして、当市におきましても同様の傾向であると認識しております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 先ほど、直近3年間の推移について教えていただきました。

自治会数は3年間で72から71、令和3年度は72から70に減ってしまって、令和4年度は1自治会が立ち上

がったということで喜ばしいことかなと思います。

加入率においては徐々に低下してきております。平成29年に東大和市自治会活性化検討委員会の作成された東大和市の自治会活性化への提言の中で、当時自治会数は72、加入率は34%、ここから見ても徐々に低下していることが分かります。

このように自治会数、加入率が低下していることについて、市はどのような認識をお持ちなのでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 自治会数、加入率の低下につきましては、自治会員の高齢化あるいは地域活動への負担感を理由としまして、新たな役員さんの担い手が不足していることや、自治会に加入していることのメリットが見いだせないなどの理由で退会される方が増えていると認識しております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） そういった中、市は自治会への支援について、全般ですけども、現在どのようなことを行っているのでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 自治会支援につきましては、自治会補助金の交付、資源物集団回収推進報償金の交付、街路灯電気料金補助金の交付や各種助成金等の情報提供、申請援助、また総会や役員会などの自治会活動における市民センター等の先行予約、加入促進に向けたPR活動、防災資機材の貸出し、防災訓練の支援、防犯パトロール用品等の支給を行っております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 様々な自治会への支援をされているのは分かりました。

加入促進に向けたPR活動など活動されていますが、自治会の加入率を上げる支援は特別に何かされていますでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 市では、自治会加入率を上げるために個別に自治会への支援を行ってはおりませんが、加入促進の取組としまして自治会活動を紹介するリーフレットを作成しております。転入者への配付をはじめ、イベント時や各自治会で勧誘を行う際の加入促進活動において活用いただいております。

また、転入者の多い3月末から4月初旬にかけて、市役所1階入り口ホールで加入促進に向けたパネル展を行っており、地域で行われている自治会活動に目を留めていただくよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。本日もロビーのところにのぼり旗が張ってありまして、自治会の加入促進に努めてるのかなというふうに思っております。

市長答弁でも、デジタル技術の活用は、自治会運営の効率化、情報伝達手段としても有効との認識は確認させていただきました。また、地域の実情に応じてデジタル技術を活用することによって自治会活動が活発化されると考えていることも確認させていただきました。

現在市内自治会において、デジタル技術を活用している自治会などは把握されておりますでしょうか。具体例があれば教えていただけますでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 具体的に把握しております事例といたしまして、南街地区の自治会がLINEの公式アカウントを活用して電子回覧板を作成するなど、自治会情報を発信しております。

なお、今年度開催いたしました自治会長会議において当該自治会の取組事例を紹介いただいております。他の地域への広がりを期待しているところでございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

今おっしゃられた南街地区の自治会の取組事例の詳細をもう少し御紹介してもらえませんか。

○地域振興課長（池田 剛君） 南街地区の自治会ということで、親和自治会の取組事例でございます。

若い世帯が仕事などの都合で家にいる時間が少なく、回覧板が滞ってしまったり、あと回すこと自体が負担であるといった声などから、LINE公式アカウントを活用した電子回覧板により対応したことが取組の契機であったと伺っております。紙での回覧板は通り過ぎると忘れてしまいがちですが、デジタルであればいつでも確認ができるメリットがあるといったところのようです。

また、現在は電子回覧板の活用だけではなく、自治会で作成したウェブサイトをLINE公式アカウントにリンクさせた相互的な情報発信を行っているというように伺っております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

次に、活用が進めば若い世代のアプローチにつながると考えます。

活用の支援について市の認識は、の項目でございますが、デジタル技術の活用が進めば、先ほどもおっしゃった若い世代のアプローチということにつながっているということですので、考えると私も考えます。自治会の現状において、加入者の多くは高齢者、デジタル技術になじめない方も多いというふうに思っております。そのような現状で、高齢者がデジタル技術の活用を進めるというのは若干難しいところがあるのではないかなというふうに感じているところでございます。

自治会の相談内容によって対応していくというやり方ではなかなか進んでいかないのではないかなというふうに考えますが、若い方々に自治会加入を促すに当たって、プッシュ型で支援が必要ではないかというふうに考えますけれども、どのように考えますでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 自治会加入世帯の高齢化に伴いまして、デジタル技術になじめない方もおられることと存じております。このような中、東京都の補助事業を活用し、自治会員だけでなく、地域の方も対象としたスマートフォン教室を開催し、デジタル活用の第一歩となる取組を行っている自治会もございます。

このようなことから、自治会の過度な負担にならない地域の実情に応じた取組を支援していくことが必要であると考えております。

一方で、若い方に焦点を当てた加入促進も重要でありますことから、他市の取組を参考に調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ぜひとも他市の取組などを研究していただければなというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

自治会における助成金等の活用についてでございます。

活用状況は、の項目ですが、自治会で活動するに当たり、やはり資金面での課題もあるかと思います。新たに事業を行うにも予算が必要でございます。助成金の活用は自治会活動において有用な手段であると考えます。

助成金について、市や東京都のほか、民間の助成金等を活用されているということでありましたが、自治会を対象とした助成金等はどのようなものがあるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○地域振興課長（池田 剛君） 今年度、各自治会に対しまして御案内しているものでございますが、市の自治会補助金、東京都の地域の底力発展事業助成、関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成、民間のコミュ

ニティ助成、地域の課題解決プロボノプロジェクトであります。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 様々な助成金があるというふうに思います。

その助成金活用に当たり、おのおのの自治会での活用実績などは把握されておりますでしょうか。ございましたら、どれくらいの自治会が活用されているのか教えてください。

○地域振興課長（池田 剛君） 東京都の地域の底力発展事業助成については3自治会、関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成については8自治会で申請されていると聞いております。また、コミュニティ助成については7自治会から申請がされております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

続いて、イの活用についての市の認識は、の項目ですが、先ほど活用の実績など教えていただきました。71自治会ある中でも一部の自治会でしか活用されていないと。答弁では、各種助成事業の活用により自治会活動の活性化に寄与しているものとの認識でございました。助成金を上手に活用することで自治会活動の活性化につながるということだと思います。

このような助成金の活用案内などはどのようにしているのでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 自治会への案内につきましては、自治会長会議や市公式ホームページ、市公式SNSにおいて行っております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成について、今年度のみの助成だと思われます。約1割の自治会でしか活用されていないのはもったいないことなんではないかなと思います。それぞれの自治会の事情はあると思いますので、無理に活用する必要はないかなと思いますが、知らなかったということでは大変もったいないのではないかなと思います。

次の質問ですが、助成金活用に当たり、申請などが面倒でなどの声や課題などはございますでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 申請手続を行う方の多くが自治会の役員でありまして、かつ御高齢の方である場合がありますことから、申請書類の作成に負担を感じてられるという認識をしております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） そのような課題に当たって、どのような対処をされているのでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 自治会の負担軽減が図られるよう、必要書類の確認や書類作成の支援を行うなど、必要に応じ適宜対応しております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ぜひとも積極的に支援をしていただきたいというふうに思います。

次の質問です。

市における自治会活動への支援について、アの自治会加入にあたってのメリットの強化策や、自治会加入者への活動特典などについてでございます。

現在、自治会加入に当たっては、メリットの強化策や自治会加入者への活動特典の検討は行っていないということでございます。

私も自治会加入のメリットは何かと質問を受けることがございますが、様々なメリットがございます。例え

ば地域でお互い顔の知れる環境を得られることにより防災・防犯の安心感が得られる、地域コミュニティへの参加がしやすくなり近隣住民との交流がしやすくなる、また地域貢献をしているという充実感が得られるなどありますが、一方、そういったことが煩わしい、役員などなったときの負担感が大きいなどのデメリットのほうが先行してしまって二の足を踏んでしまう方々も多いのではないかなと思っております。どちらかという、そういったデメリットを感じる方のほうが多いのではないかなと思います。

そういった中、少しでも自治会に興味を持ってもらうため、活動特典などあれば、なお自治会加入のきっかけをつかみやすいのではないかなと思います。以前に地域通貨についての可能性についての一般質問でも少し触れさせていただきましたが、地域活動をすることでポイントをつける事業、健康ポイントやボランティアポイントについてなどですが、茨城県神栖市では、地域アプリやカード等で地域活動を促すような事業にポイントをつけるものがあります。自治会加入の方には特別なカードを発行しまして、ポイントを2倍付与するという事業も行っているようでございます。たまったポイントは市内商店等で使用できるというものでございます。

このようなポイント事業が加入促進のきっかけにつながるのではないかと考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

○地域振興課長（池田 剛君） 市では、加入促進の取組といたしまして、現在市報及び自治会活動紹介のリーフレットの配布等で周知に努めているほか、市民ロビー等におきまして加入促進に向けたパネル展を開催するなど、市民の目に見える形で加入促進に努めてるところでございます。

御紹介いただきました事例をはじめ、他市の先進事例など、加入促進を図る取組につきまして調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ぜひともよろしくお願ひいたします。

次の質問です。

自治会活動の見える化を図るため、市のホームページやSNSでの発信に係る市の認識についてお伺ひいたします。

自治会活動については、市公式ホームページをはじめ、自治会長会議、市役所市民ロビー、イトーヨーカードー東大和店の情報発信コーナーにおいて紹介しているということですが、ホームページについて言えば、少し寂しいような気がします。確かに活動レポートなどが掲載されていますが、ぱっと見、どこにどう自治会があるのかが分かりません。加入したいなと思っても自分の対象自治会が分からないといった状況にあるのではないかなと思います。

立派な公式ホームページがある自治会もございます。リンクを張ってあげたりなさるのもよいかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 現在市公式ホームページに掲載している内容の見直しとしまして、自治会の区域図であったり自治会ホームページへのリンク、自治会行事の一覧化などを検討しており、今後自治会の意向を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ぜひともよろしくお願ひいたします。

練馬区の区民協働交流センターでは、町会・自治会デジタル活用事例集なるものを作成しています。また、ホームページの支援で、共通プラットフォームにて自治会のホームページを作成支援してございます。このよ

うな形の支援をできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 市内の自治会の中には、ホームページを開設し自治会運営に活用するなど、先進的な取組を行っている自治会もございます。そのような事例を自治会長会議などで紹介し、関心のある自治会と間を取り持つことや、ICTの活用について支援していただける市民団体を紹介するなど、自治会の意向を確認しながら、ただいま御紹介いただいた事例をはじめ、自治会への支援について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

SNS発信についてでございます。

自治会の活動報告や告知などをSNS発信することで自治会加入の促進につながり、興味を持っていただける方が増えると思いますが、市はどのようにお考えでしょうか。また、それに当たって課題があれば教えてください。

○地域振興課長（池田 剛君） SNSは多くの方に周知することが可能であると考えております。このことから、自治会活動の見える化、加入促進をさらに図るため、これまでの情報発信手段に加えて、SNSの活用について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） こちらもぜひともよろしく願いいたします。

先日の市民の声を聴く会でも、自治会支援への声がありました。自治会の衰退に危機感を持っておられました。自治会活動は、共助の最も身近な形態であり、誰もが対象となります。共助の精神が根づけば、災害時の対応や犯罪の抑止、子供の見守り、健康や楽しみ、生きる幸せの活動拠点にもなり得ると考えます。

近年の加入率の低下、担い手不足の活動の持続可能性などの低下などが課題とありますが、自治会に期待する役割は大きいと思います。地域課題を解決するに当たっての基盤として大変重要なコミュニティーだというふうに思っております。1つ目の質問の児童・生徒の不登校についても、地域イベント等で自治会の力を役立てられるのではないかなというふうに思います。市の施策の有効な展開を図るためには、一番身近な自治会の活性化が必要不可欠だと考えます。自治会の活性化に当たり、すぐに目に見えて達成することというのは難しいかと思いますが、市のほうから地域に積極的にアプローチしていただくことで地域も元気になってくると思います。

ぜひとも自治会の発展に、より一層寄り添って支援いただけることを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 佐竹康彦君

○議長（東口正美君） 次に、18番、佐竹康彦議員を指名いたします。

〔18番 佐竹康彦君 登壇〕

○18番（佐竹康彦君） 議席番号18番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和5年第4回定例会における一般質問を行います。

さて、今回の一般質問で、私は大きく4つの点にわたって質問をいたします。

1点目は物価高騰対策についてです。

今般の物価高についてはコロナ禍の頃から始まり、ウクライナとロシアによる戦争の長期化でより顕著になりました。また、昨年12月1日時点で1ドル135円台だった為替相場は、現在145円から150円前後の円安傾向で推移しており、原油価格もこの間上昇してきました。こうしたグローバルな政治的・経済的事象と国内の課題は相互に関連し合いながら、私たちの生活に物価高騰という形で大きく影響しており、国民生活を守るための様々な対策が必要となっています。

政府は、現下の物価高騰対策として、デフレ完全脱却のための総合経済対策を11月2日に閣議決定しました。このデフレ完全脱却のための総合経済対策の裏づけとなる2023年度補正予算が衆議院においては11月24日に、参議院では11月29日に、それぞれ公明・自民の与党両党と日本維新の会、国民民主党などの賛成多数で可決、成立しました。臨時国会開会前に首相に提言をした私ども公明党の主張も随所に反映されたものとなっています。

その中で、国における一律的な支援だけでなく、地域ごとの実情に即した対策の必要性から、私ども公明党は、自治体において物価高対策の財源となる重点支援地方交付金の増額を主張し、これが実施されることになりました。

今回の一般質問ではまず、コロナ禍以降の東大和市における物価高騰対策のありようを振り返って、その効果を確認させていただき、併せて国が増額した交付金をどのように当市で有効活用していくかが今後重要な取組となっていくと考えるため、これに関する市の見解を伺うべく、以下、質問いたします。

①国・東京都・東大和市において、コロナ禍以降の物価高騰に対応してきた各施策の評価とその効果について市の見解を伺う。

- ア、市民生活の支援について。
- イ、事業者の支援について。
- ウ、子育て・教育分野の支援について。
- エ、福祉分野の支援について。
- オ、その他の分野について。

②この度、政府が11月2日に閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について、地方公共団体での物価高騰対策推進のため重点支援地方交付金が増額された。その詳細と、今後どのように市はこの交付金を活用していくのか、見解を伺う。

- ア、今般増額された重点支援地方交付金の詳細はどのようなものか。
- イ、市においてどのような活用をしていく考えか。
  - a、市民生活の支援について。
  - b、事業者の支援について。
  - c、子育て・教育分野の支援について。
  - d、福祉分野の支援について。
  - e、その他の分野について。

2点目は、防災対策についてです。

市は現在令和6年度までに東大和市地域防災計画の修正を目指し、その改定作業に取り組まれていることと思います。東日本大震災から12年が経過しましたが、この間も全国各地で地震や風水害など、甚大な自然災害

が多発し、多くの人命が失われ、国民の仕事や日常生活へ多大な影響が出てきました。首都直下型や東海・東南海の大地震なども数十年のうちに起こる可能性が高いと予想されている現状です。

こうした中、令和5年度には国や東京都でそれぞれ防災計画が修正をされてきました。打ち続く自然災害の教訓を反映した対策の強化が今後進んでいくものと考えますが、市として国や東京都の計画とも連動しながら、最新の教訓と知見を反映し、市民の生命と財産、生活をより強固に守り行く計画へとブラッシュアップしていただきたいと考えます。

そこで、現在進行している防災計画の成果と課題を確認し、修正された国・都の計画との連携、整合性を御教示いただきながら、いかにしてよりよい市の地域防災計画を練り上げていくか、市の御見解を伺いたいと考えます。

また、市民との対話の場面で多くの方がまちの課題として防災対策の強化を挙げられ、その充実に強い関心を寄せておられます。地域によっては、自治会や自主防災組織を中心として地道に、また着実に地域を守る対策を行っていただいています。そうした組織、地域コミュニティの機能していない、または存在しない地域もあり、そうした場所における災害時の被害拡大が懸念されるところです。

こうした活性化した地域コミュニティの有無と防災対策の関連について市の見解を伺い、地域のつながりが弱い場合にはどのように対処していこうとしておられるのか、市の考えを伺いたく存じます。

以下、質問をいたします。

①「東大和市地域防災計画」について。

ア、現在の「地域防災計画」の施策推進における成果と課題はどのようなものか。

イ、令和5年度に修正された国の「防災基本計画」や東京都の「地域防災計画」との整合性に関する市の見解を伺う。

ウ、今後、計画を修正するに当たり、これまでの課題を解決するためどのような検討がなされていくのか。

②地域防災力の強化について。

ア、自治会や自主防災組織等の地域コミュニティが活動している地域と、そうでない地域の防災力に関する市の認識はどのようなものか。

イ、地域コミュニティの活性化していない地域の防災力強化を、今後どのように進めていく考えか。

3点目は、学校教育についてです。

今回は、学校教育の分野で3つの質問をさせていただきます。

1つ目は、水泳学習への民間活力導入についてです。

今年度試験的に導入された第五小学校での取組について、先頃保護者へのアンケートが実施をされました。このアンケートの内容を確認させていただき、教員、児童、保護者、それぞれの考えはどのようなものであったか内容を御教示いただければと考えます。

その上で、今回の取組の成果と、浮き彫りになった課題を踏まえ、今後の展開に関する教育委員会の検討状況を伺わせていただきたいと考えます。

2つ目は、英語の学力強化についてです。

さきに、多摩26市で初めてとなる中学校英語授業でのネイティブスピーカーとの英会話個別レッスンについて、第三中学校を会派で視察させていただきました。生徒の皆さんが熱心に取り組まれている様子を拝見し、生徒の方からも積極的・肯定的な評価を得ているものと考えております。これは東大和市が英語教育に力を入

れて取り組んでいる姿勢を内外に示すものです。こうした学校での語学教育の充実は、生徒各人の基礎学力を形づくりします。

その具体的な英語学習の進捗を確認する指標として、各校で英検を活用されていることと思います。市内各中学校において、英検についてどのような目標と取組が行われているのか伺いつつ、以前、令和元年第2回定例会での一般質問でも取り上げた英検受験に際しての補助制度創設について、再度市の見解とこれまでの検討状況について確認をさせていただきたいと考えます。

3つ目は、図書館を使った調べる学習コンクールについてです。

本年度の市内各校での取組の状況と成果を確認させていただき、今後の展開を伺いたいと考えます。

以下、質問いたします。

①水泳学習への民間活力導入について。

ア、試験的に導入された第五小学校での成果と課題はどのようなものであったか。

イ、今後の展開に関する市の見解はどのようなものか。

②英語の学力強化の一環として、英語検定試験の受験推進について。

ア、現在の取組はどのようなものか。

イ、検定料の補助制度創設の検討に関して、市の認識はどのようなものか。

③今年度の「図書館を使った調べる学習コンクール」の成果と今後の展開について伺う。

4点目は、けやき通りについてです。

現在市道3号線のけやき通りでは、上仲原公園に隣接する歩道で街路樹の何本かが伐採され、上水道工事が進められています。上水道インフラの強化は日常生活を支える重要な事業であり、順調な施工を望むものです。現在行われている工事について、その詳細を教えてくださいたいと考えます。

あわせて、けやき通りにおいては、街路樹の大木化によって行政が多くの対策を迫られるケースが増えているものと考えます。根上がりによる歩行者・通行者の安全性の問題、大木化、老木化による倒木の危険性、落ち葉が排水溝等を塞ぐことによって起こる道路冠水等の水害など、都度ごとに対応に追われることも多いのではないのでしょうか。

そうした意味から、今後のけやき通りの整備について、今般の上水道工事完成後に検討される街路樹の復活も含め、景観や環境対策、安全性などを加味しながら、今後どのような形で進めていくおつもりなのか、市の見解を伺わせていただきたいと思います。以下、質問いたします。

①現在、けやき通りの街路樹を一部伐採して行われている上水道工事の詳細はどのようなものか。

②今後のけやき通りの整備について、どのような方針で進めていこうと考えておられるのか。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえ、自席にて行います。よろしくご質問申し上げます。

〔18番 佐竹康彦君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、コロナ禍以降の物価高騰に対応する施策とその評価及び効果についてであります。1点目の市民生活の支援としましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を令和3年度から実施しております。

これに対する評価と効果であります。家計が急変した世帯を含め、大多数の低所得者世帯に給付金等を支

給することができたものと評価しており、効果としましては、家計維持の一助になったものと認識しております。

次に、2点目の事業者支援としましては、国や東京都の財源を活用し、キャッシュレス決済による消費活性化事業や中小企業者等燃料費支援事業などを実施してまいりました。

評価としましては、キャッシュレス決済による消費活性化事業により、市内飲食店、中小企業から好評であったことや、中小企業者等燃料費支援事業では、燃料費が高騰する中で、運送事業者や建設事業者から好評であったと認識しております。

効果としましては、これらの取組により地域経済の活性化に寄与したものと考えております。

次に、3点目の子育て・教育の分野としましては、子育て世帯や妊婦の方等に対し各種給付金事業を実施することで、子育て支援施策が充実したものと認識しております。

また、市内の保育施設等に対し光熱費や食材料費等に対する補助を実施することで、保育施設等の運営に係る費用負担の軽減と保護者の実費負担増の抑制が図れ、安定的な事業運営を支援することができたものと考えております。

教育の分野としましては、学校給食会計への助成を実施することで保護者に対する給食費負担増の抑制が図れ、学校給食の提供を安定的に行えたものと考えております。

次に、4点目の福祉分野としましては、障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に対しまして物価高騰対応助成金事業を実施し、食料費や光熱水費等の負担軽減を図ることで各事業所の安定的な運営に寄与したものと考えております。

次に、5点目のその他の分野としましては、市内の医療機関に対しまして物価高騰対応助成金事業をここで実施し、医薬材料費等の負担軽減を図ることで各医療機関の安定的な運営に寄与できるものと考えております。

次に、重点支援地方交付金についてであります。この交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が必要な支援をきめ細やかに実施できるよう国が令和5年度補正予算として追加したもので、2つの目的に対し、それぞれが別枠で交付されます。一つは低所得世帯支援枠で、1世帯当たりの予算の目安を7万円として支給する予定であります。もう一つは推奨事業メニュー分で、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、国の示す事業メニューを参考に、地域の実情に応じて支援を行うものであります。

市におきましては、交付要件等の詳細を定めた国の通知が届き次第、可能な限り早期に対応してまいりたいと考えております。

次に、市における活用についてであります。低所得世帯支援枠につきましては、今後国の通知に基づき対応してまいります。

推奨事業メニュー分につきましても、生活者支援と事業者支援の2つの柱を踏まえつつ、子育て、教育、福祉などの分野に対し、地域の実情に応じた支援を行ってまいります。

次に、「地域防災計画」の施策推進における成果と課題についてであります。減災目標である死者の半減、住宅からの避難者の減、外出者の早期帰宅の達成状況について、東京都が作成した令和4年度東京都首都直下地震の被害想定に照らして推計すると、死者は目標の40人に対して20人、避難者は目標の1万6,478人に対して1万841人となり、達成できております。また、外出者の早期帰宅については、現在の東大和市地域防災計画と異なり、東京都防災計画において、一斉避難抑制として会社などに一時とどまる方針へ変化してきている

状況にあります。

一方、地域の防災リーダーの高齢化が進んでおり、新たに活躍が期待できる人材の育成が進んでいない状況から、今後の地域の防災力の維持が課題であると考えております。

次に、令和5年度に修正された国や東京都の計画との整合性についてであります。国の防災基本計画及び東京都の地域防災計画の被害想定などを中心に整合性を図る必要があることから、東大和市地域防災計画を今後令和6年度にかけて修正してまいります。

次に、計画を修正するに当たり、課題を解決するための対策についてであります。課題となっている地域防災力の維持をはじめ、今後防災関係機関から意見を頂戴するとともに、市役所の各部署からの意見も集め、東大和市地域防災計画策定本部会議や東大和市防災会議等での審議を重ね、実現可能な対策を講じていけるよう検討してまいります。

次に、地域における防災力の違いに関する市の認識についてであります。自治会や自主防災組織等の地域コミュニティの活動状況や市が実施する防災訓練等への参加状況など、各組織が自主的に活動している様子を拝見いたしますと、地域により偏りが見られますことから、各組織による防災力にも偏りがあるものと考えております。

次に、地域の防災力強化の進め方についてであります。市では、自治会や自主防災組織の防災訓練への参加の推進や地域での防災訓練への支援を行うとともに、令和5年度から中学校において市民参加の避難所開設訓練を実施し、地域で顔が見える関係を構築することにより、地域コミュニティでの自助・共助の意識を醸成し、地域の活性化並びに防災力の向上につながるよう努めているところであります。

次に、水泳学習への民間活力導入についてであります。市立第五小学校における民間プールでの授業実施後に行ったアンケート調査では、児童、保護者等からおおむね好評をいただいておりますが、課題となる御意見もいただいているところです。

今後の展開に関しましては、第五小学校での実施から得られましたことを踏まえて、本市として最適な方法の検討を進めてまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、英語検定試験の受験推進についてであります。現在の取組につきましては、市内全中学校において、東京都の事業を活用し、英語の学力強化に向けた取組を進めているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、英語検定試験に伴う検定料の補助制度創設の検討についてであります。現在東京都では、グローバル人材の育成に力を入れていることから、英語能力検査等の新たな試みを始めたところであり、本市においてもこれを活用しております。

子供たちが英語検定試験を受験する際の補助制度創設につきましては、国や東京都の新たな取組や制度等に注視しながら調査研究してまいります。

次に、「図書館を使った調べる学習コンクール」の成果と今後の展開についてであります。令和5年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策による制限も緩和されたことから、多岐にわたる多数の応募がありました。

今後の展開につきましては、引き続き多くの子供たちが参加できる環境を整えていきたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、市道第3号線けやき通りにおける上水道工事についてであります。昭和49年に歩道内に布設した水道管を地震に強い管路に取り替えるための工事であり、東京都水道局が実施しております。

なお、工期については、令和6年3月31日までであります。

次に、今後のけやき通りの整備についてであります。都市マスタープラン等の都市づくりに関連する計画の改定などを機に、市全体の道路の整備や改修について整理しつつ、検討してまいります。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○教育長（岡田博史君） それでは、水泳学習への民間活力を導入した成果について御説明いたします。

アンケート調査の結果では、天候に左右されることなく授業が受けられてよかった、室内で暑かったり寒かったりすることなく快適だった、プールがきれいよかったなどの御意見をいただいております。今後も民間プールを利用したいと回答した割合が80%を超えておりますことから、おおむね好評であったと認識しております。

また、改善したほうがよい点としましては、プールの深さを浅くしてもらいたい、見学場所の暑さ対策をしてもらいたいなどの御意見をいただきましたので、今後の課題と認識しております。

今後の展開としましては、児童、保護者等からいただきました御意見を踏まえ、令和6年度も民間プールでの実施を検討してまいります。

次に、英語検定試験の受験推進についてであります。令和4年度より東京都教育委員会では、英語能力向上事業の一つとなる、使える英語を習得させる教育の推進として、希望する小・中学校を対象に実用英語技能検定、いわゆる英検に準ずる英検協会による英検能力検査を無償で実施しております。この検査につきましては、日々の学習成果の確認と目標設定ができ、特に中学生対象の検査においては、グローバル化に対応する英語力の測定などができる内容となっております。

このことを受け、本市では、市内全中学校と希望する小学校を対象に英語能力検査を実施しております。

次に、「図書館を使った調べる学習コンクール」の成果と今後の展開についてであります。令和5年度の取組の成果につきましては、市内小・中学校から合計197点という多数の応募があったことや、内容が環境、福祉、世界、芸術、人権、食、生物、科学、歴史等、非常に多岐にわたるものであったことが挙げられます。

今後の展開につきましては、本取組が児童・生徒にとって、自分でテーマを設定し主体的に学ぼうとする意欲が高まるよい機会となっていることから、引き続き積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問してまいります。

まず、これまで実施された施策について再度伺ってまいります。物価高騰対策についてですね、再度伺ってまいります。

まず、市民生活の支援についてでございます。

市長答弁では、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給について、家計維持の一助となったというふうに評価をされておられました。その詳細を伺いたいと思います。その対象となる世帯数と、その人数はどのくらいであったのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給につきまして、まず支給世帯数で

ございますが、1回目が8,360世帯、2回目が1,304世帯、3回目が8,219世帯、4回目が現時点におきますと9,504世帯でございました。

人数につきましては、世帯ごとに構成人数が異なりますことから把握はしてございません。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 市内の世帯数から見ますと、かなり多くの世帯の方がこの支給を受けられたものだというふうに把握させていただきました。

続きまして、この令和3年度からの合計4回の支給におきまして、1世帯当たり合計でどのくらいの支給がなされており、全体の予算額の合計がどのくらいになるのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 1世帯当たり合計支給額でございますが、1回目と2回目の1世帯当たり10万円の支給がそれぞれ異なる世帯への支給でございましたために、1世帯当たり10万円と5万円と3万5,000円を合計して、合計で18万5,000円でございます。

また、全体の予算額の合計につきましては、事務費を含めまして26億4,189万6,000円でございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 多くの予算を投じながら支えていただいたものと受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

続きまして、住民税非課税となります低所得者世帯の年収総額に比しまして、給付された額は全体の何%ぐらいと推計されますでしょうか。それがこの間の物価高騰の上昇率に比して家計を支える役割を果たしてきたと考えられるのかどうか、世帯ごとに収入のばらつきはありますので、あくまで平均的な分かりやすい目安で結構でございますけれども、この点についての御見解を伺いたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 住民税非課税世帯の年収総額と比較いたしまして、支給された額は全体の約10%と推計されます。この間の物価高騰の上昇率は約7.1%であります。支出額は各世帯により異なりますことから正確には把握できませんが、仮に年収と同額の支出であれば、給付金の支給で物価高騰分をカバーできたこととなりますことから、家計を支える一助として一定の役割を果たしてきたと考えられます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。この支給によりまして大分助かったと思われる家庭が多いのではないかなというふうに考えてございます。

続きまして、事業者支援について伺います。

市長の御答弁では、キャッシュレス決済による消費活性化事業や事業者への燃料費支援事業などがそれぞれ市内事業者から好評であり、地域経済の活性化につながったと評価をされておられました。その詳細を伺いたいと思います。

消費活性化事業の効果としてどのくらいの決済額があったのか、改めてトータルの額を確認させていただきたいと思います。

また、燃料費支援事業につきましても、どのくらいの事業者に合計幾らの支援がなされたのか、額を確認させていただきます。

○産業振興課長（井上昌弘君） まず、キャッシュレス決済による消費活性化事業の決済額でございますが、令和2年度から令和4年度まで全9回実施し、全決済額は28億2,641万695円でありました。

また、令和4年度に実施しました中小企業者等燃料費支援事業の件数及び交付額は、合計で541件、交付額

は6,226万円でありました。

以上でございます。

申し訳ございません、キャッシュレス決済による消費活性化事業の全決済済額、私、間違えました。訂正させていただきます。

全決済済額は28億2,641万6,095円でありました。大変申し訳ございません。訂正してください。失礼いたします。

○18番（佐竹康彦君） いずれにしても、大きな経済効果があったものというふうを考えてございます。

このキャッシュレス決済につきましては、市外から東大和市に来て決済をしていくという事例も多数見られてきて、こうした取組がない場合に比べますと、通常以上に市内でお金が使われたことと思います。

こうした影響によって、市全体的に市税の収入の面でどのくらいの効果があったのか、分かる範囲で御教示いただければと思います。

○課税課長（星野宏徳君） キャッシュレス決済における税収面での効果についてでございますが、効果として現れてくる主な税収といたしましては、住民税及びたばこ税であると認識しております。

まず住民税につきましては、令和4年度決算におきまして営業所得は増収となっておりますが、増収理由につきましては、キャッシュレス決済だけではなく、持続化給付金、家賃支援給付金、東京都の感染防止協力金等の国や都などの新型コロナウイルス感染症対策による所得なども含まれているため、キャッシュレス決済による効果の把握は難しいと考えております。

次に、たばこ税につきましては、キャッシュレス決済実施月の前後を比べた場合におきまして税収が大きく増額していること、また近年、喫煙者が減少傾向にある中におきまして、令和4年度決算では、令和3年度と比べ税収が7.7%、金額にして約4,200万円増額していることなどを勘案いたしますと、具体的な税収の効果の把握は難しいですが、たばこ税の税収を大きく押し上げた要因になっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。このたばこ税につきましても、あるお店へ伺いましたら、市外からこのときを目指して来て、キャッシュレスのポイント分全部買っていくっていうような方もいらっしゃるって、本当に効果が大きかったのだなというふうなことを改めて実感をしたところでございます。ありがとうございます。

続きまして、子育て・教育分野について伺います。

市長答弁では、子育て世帯や妊婦等への各種給付金事業で経済的負担が軽減されたこと、また市内保育施設等への光熱水費、食材費等経費の補助実施で保護者負担の軽減が図られたこと、学校教育では、学校給食会計への助成で保護者に対する負担増の抑制が図られたことなど御教示いただきました。この間、子育てをする者の一人といたしまして、その恩恵も私自身実感をしてきたところでございます。

そこで詳細を伺いたいと思います。

子育て世帯や妊婦等への給付金事業につきましては、トータルで何世帯を対象としてどのくらいの金額を給付されたのか伺います。

○子ども未来部長（志村明子君） 令和4年度の実績を申し上げさせていただきます。

ひとり親世帯や非課税の子育て世帯に対し、児童1人につき5万円を給付する国の事業であります子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、ひとり親世帯が640世帯、4,875万円、非課税の子育て世帯が478世帯、

3,975万円の給付でありました。

次に、15歳までの児童を養育する子育て世帯と妊婦の方に対し、児童1人につき2万円を給付する市独自の事業であります子育て応援給付金につきましては、児童の養育者が6,860世帯、2億1,962万円、妊婦の方が319世帯、646万円の給付でありました。

これらを合計しますと、延べ8,297世帯、3億1,458万円の給付でありました。

○18番（佐竹康彦君） 子育て世帯に対するこのバックアップは本当に大きくあったなというふうに考えました。

次に、市内保育施設へトータルでどのくらいの金額の補助が実施されたのでしょうか。大ざっぱにはなりませんけれども、平均して1施設当たりどのくらいの補助額が投入されたのか伺いできればと思います。

○子ども未来部長（志村明子君） 令和4年度の実績で申し上げますと、市内の保育施設に対しまして合計4,425万5,225円の補助を実施し、平均すると1施設当たり約158万円となりました。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、学校給食費について伺います。

トータルのこれまでの助成額と、平均的に保護者1人当たりどのくらいの負担軽減が行えたのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食費への助成金についてでございますが、令和4年度分が2,251万5,000円、令和5年度分が4,878万8,000円となっており、これまでの総額は7,130万3,000円となっております。

また、保護者の方1人当たりにつきましては、学年により給食費は異なりますが、単純に助成金を児童・生徒数で割り返しますと、お子さん1人につき約1万1,200円となり、例えばお子さんが2人の世帯の場合には2万2,400円となっております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。こうして数字を御教示いただきますと、国、東京都、そして東大和市と連携しながら、できる限りの子育て世代の支援を行っていただいたものだというふうに考えてございます。

続きまして、福祉の分野について伺います。

市長の御答弁では、保育施設と同様に、障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に対する助成によりまして食料費や光熱水費等の負担軽減がなされたとのことでした。これにつきまして、同様に詳細を伺いたいと思います。

障害福祉サービス、介護サービス、それぞれに全体でトータルどのくらいの額の助成がなされたのか、またそれぞれの分野において、これも大ざっぱに結構でございますけれども、平均して1施設当たりどのくらいの助成額が投入されたのか伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害福祉サービス事業所に対しましては、4年度及び5年度に助成を行い、総額は3,350万円となります。

1施設当たりの助成額であります。提供しているサービスにより異なりますが、事業所全体の平均では約30万円です。

以上でございます。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護サービス事業所に対しましては、サービス種別ごとに20万円または10万円の助成をしており、令和4年度に96事業所に対しまして1,300万円、令和5年度には94事業所に対しまして1,700万円を助成し、総額では3,000万円となります。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。それぞれサービスを受けられている方、またその御家族の方にとりましても非常にありがたい支援であったのかなというふうに受け止めました。

次に、その他の分野について伺います。

市長の御答弁では、医療機関に対する物価高騰対応助成金事業が示されまして、医薬材料費等の負担軽減について言及をしていただきました。

そこで、詳細についてでございますけれども、トータルでどのくらいの助成額がなされたのか伺います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 医療機関に対する物価高騰対応助成金事業についてでございますが、市の保健衛生事業に御協力をいただいている市内の診療所、薬局に対し助成を行うものとして、本定例会における一般会計補正予算にて合計で1,020万円を計上しております。助成の時期につきましては、これから申請をいただき、令和6年2月頃になる予定でございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今まで様々な分野にわたりまして、この間の国、東京都、市と連携をしながらしっかり市民生活、そして事業者の活動、そして子育て支援、こういった各分野でこの物価高騰対策を進めていただいた、そういった実態を明らかにしていただいたと思います。

そこで今回、まだまだ続くこの物価高騰の現状におきまして、この壇上でも申し上げましたけれども、デフレ完全脱却のための総合経済対策、これが補正予算、衆参両院で可決をされまして、これからいよいよ動こうというところでございます。

この補正予算におきまして、この重点支援地方交付金が増額をされました。私ども公明党といたしましても、この交付金の増額を要望してまいりまして、先ほど申し上げましたけれども、政策提言の中でこれを訴えてきたところでございます。現下の物価高騰に対する地方における柔軟な施策展開に大いに活用していただくための必要な予算でございます。これを東大和市におきましても有効に活用していただきたいというふうに考えてございます。

そこでまず、市長答弁で概略お示しいただいたこの重点支援地方交付金につきまして、さらなる詳細な御説明を伺えればと思います。予算額、対象事業はどのようなものなのか伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 重点支援地方交付金につきましては、国の予算額は1兆5,592億円でございます。内訳といたしましては、低所得世帯支援枠は1兆592億円、推奨事業メニュー分は5,000億円でございます。低所得者支援枠につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業となります。また、推奨事業メニュー分につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業でございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） それでは、この推奨事業メニューとして挙げられているものはどのようなものなのでしょうか。これまでの同様の予算の活用の在り方と同じ点はどれで、新規として取り上げられている点はどの

ようなところなのか伺いたと思います。

○財政課長（鈴木俊也君） 推奨事業メニューにつきましては、大きく2つに分かれてございます。

まず1つ目は生活者支援でございますが、内訳としてさらに4つに分かれております。エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、同じく子育て世帯支援、消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と変更はございません。

一方、2つ目の事業者支援についてでございますが、こちらも内訳としてさらに4つに分かれております。

医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援には変更はございませんが、農林水産業における物価高騰対策支援につきましては、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設に係る支援が加わりました。また、地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援につきましては、物流に係る部分加わったものでございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） おおむね同じでありながら、幾分か新しい部分加わっているなというところがございます。

この東大和市に当てはまる支援推進事業、こういったものはどのようなものなのか伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 国から提示されております合計8つの支援策につきましては、おおむね当てはまるものではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） それでは、こうした国の示す方向性に即しまして、東大和市において具体的にどのように活用していくお考えなのでしょうか。市長の答弁で示していただいたところ、それぞれの分野についてさらに詳細に御教示いただければと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） 現時点におきまして、交付金の取扱いについて繰越しの可否など、国から細部まで示されていないため、活用案を整理し切れておれない状況でございます。ですので、ここでは活用に当たっての基本的な考え方をお示ししたいと思います。

まず、物価高騰の影響を受け交付金を必要としているところへ、そして交付して喜んでいただける形で交付することが前提となっております。その上で、基本的な考え方として3点ほどあるかなと思っております。

1点目は、時代の趨勢を捉えまして、子育てへの支援や未来を担う子供たちへの支援が重要と考えてございます。2点目は、生活者と事業者の双方に対する支援が理想と考えているところでございます。3点目は、低所得の方を意識することでございます。

なお、この3点目につきましては、今回は低所得世帯支援枠が別枠で確保されております。

また、事務的な面といたしましては、1つに事務経費の負担が多額でないこと、2つ目として、早期に支給するため事務が煩雑でないこと、3つ目としまして、対象者が多いことで交付水準が極端に下がらないことなどが挙げられると考えております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

国から細部まで示されていないので、基本的なお考えということでございましたので、このお考えに基づきまして、この国からの方向性が明確になった時点でぜひとも早急な、また大きな視点からの御検討をしていた

できればと思います。

続きまして、低所得世帯への給付金事業につきまして、生活支援の観点に立ちますと、この補正予算が成立しましたので、速やかに給付事業に着手をして、可能な限り早く該当世帯の皆様のもとにお届けしていただきたいというふうに私ども考えてございますけれども、市のお取組についてはどのような形で進んでいくのか伺いたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 低所得者世帯への給付金事業につきましては、現在国からの詳細な情報が届いていない状況でございます。

引き続き、国や他の自治体から情報を収集しながら、可能な限り速やかにかつ正確に支給すべく準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

私ども公明党といたしましては、国会の場におきましても、年内の支給をとということで強く主張させていただいておりまして、様々な御苦勞があるかと思っておりますけれども、詳細が分かり次第、速やかにお取組いただきますよう強く要望させていただきます。

また、こうした給付事業におきまして、マイナンバー制度の活用はどのように図られていくのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事業につきましては、審査事務におきまして地方税関係情報を確認する際に、必要に応じてマイナンバー制度に基づく情報連携を活用しております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） この間、口座のひもづけ等も何%か、何十%か、すみません、分かりませんけれども、進んでおることかと思っておりますので、こういった点も活用できるように十全なお取組をお願いしたいと思います。

続きまして、この国の推奨事業には、消費下支え等を通じた生活者支援についても言及をされております。これまで行われてまいりましたキャッシュレス決済事業や、また例えば西東京市などで実施をされたQRコードつきお買物カードの配布、これはキャッシュレス決済ができない年代の方々に対するものでございますけれども、こういった様々な方途を探りながら事業展開を検討していただきたいと考えておりますけれども、この点につきまして市の御見解はいかがでございますでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） キャッシュレス決済事業につきましては御好評をいただいた取組でございますが、選択肢の一つではございますが、事業効果を出すためには多額の交付金を充てる必要があり、またその効果が一部の業種に偏りが見られるなどのお声もいただいているところでございます。

また、西東京市が実施しておりますQRコードつきのお買物カードの配布につきましては、決済システムの体制整備等に多額の事務費がかかるものと、このように伺っているところでございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） メリット、デメリットと様々な観点からお考えいただいて、下りてくるお金も限られるものですから、その中で効果的な政策を取らなければいけないという市の立場も十分に理解できますので、しかしながら、まちを様々歩いておられますと、キャッシュレス決済の事業、今度はないのっていうお声もいただいたりとか、また事業者の方から、もしあるんだったら早めに知らせてくれとか、準備があるからというようにお声もいただいておりますので、引き続きいろいろな選択肢を考慮しながら、この消費の下支えに関する

施策も取り組んでいただけるようお願いをさせていただきたいと思ひます。

続きまして、現在エネルギー価格高騰に対応したガソリン代や電気代などへの補助の延長が実施されているところがございます。これに加えまして、市内でも利用世帯の多いLPガス使用に關します負担軽減につきまして、今後東京都と連携しながら進めていただきたい、こういった予算を活用しながら進めていただきたいと考えておりますけれども、市の御見解を伺いたいと思ひます。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 燃料費に係ります支援につきましては以前に取組を行ったところがございますが、このような取組や、また東京都が行っておりますLPガスの補助金等も踏まえながら、交付金の活用については検討を進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** LPガスを利用されてる世帯の方からもぜひにというような声も頂戴しておりますので、ぜひまた御検討を前向きに進めていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

さて、先ほども確認をさせていただきました市内事業者への光熱水費等の負担軽減、そしてまた医療機関や介護・福祉関連事業所への支援について、今回の増額された交付金等でどのような考えで取り組んでいこうというふうなお考えなのか伺いたいと思ひます。

○**企画財政部長（神山 尚君）** ここまで、キャッシュレス決済やQRコードつきお買物カードをはじめとしまして、様々な御提案をいただいているところがございます。一方、この推奨事業メニュー分として市へ交付される額でございますが、国からは約1億3,300万円という金額が示されております。これは1回の補正額としましては、一番多いときと比べますと半分程度の規模でございます。

したがいまして、あれもこれもとはなかなかいきませんので、優先度等を見極めながら、今後実施内容を詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** 下りてくる額がやはり違うので、様々考えなきゃいけないところ、苦慮する部分もあるかと思ひますけれども、引き続き様々な分野についての御検討も重ねていただきたいと思ひます。

この御答弁を受けて、次の質問なんですけれども、学校給食費についてでございます。

物価高騰が続く中、確認させていただいたとおり、これまでも補助金を投入していただいて、保護者負担をかなり大きく抑制をしていただいてまいりました。今般の交付金の活用においても、もう今の御答弁ございましたけれども、ぜひ学校給食費の負担軽減を図って、仮に現在の給食費の価格が改定をされたとしても、保護者において極力現在と同程度の負担感で収まるような取組を進めてほしいというふうに考えておりますけれども、市の御見解を伺います。

○**企画財政部長（神山 尚君）** 教育で選ばれるまちを目指すためには、学校給食につきましても質の維持向上を図っていくことが必要と考えてございます。

現在教育委員会において給食費の見直しについて検討しておりますが、市といたしましても、そうした未来を担う子供たちに対する支援につきましては、選択肢の一つとして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** ぜひ選択肢の一つとして検討していただければと思ひます。

さて、今回、低所得者世帯への支援と併せまして定額減税が検討されております。しかし、低所得者世帯への支援とこの定額減税とのほざまでも十分な恩恵が行き届かないと見込まれる所得水準の世帯があるというふう

に考えております。また、低所得者世帯におきましても、子育て中の世帯に対しましてはさらなる充実した対応も求められるのではないのでしょうか。

こうした世帯に対して、重点支援地方交付金で独自の対応を検討する必要性もあると私どもとしては考えておりますけれども、市の御見解を伺わせていただきたいと思います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 住民税均等割のみ課税されている方など、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方々、いわゆるはざまの方々に対する支援につきましては政府・与党が検討を進めているものというふうに認識をしているところでございます。現時点では、その検討の結果として成案を待っていると、このような状況でございます。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** そうした検討案が示されまして、実際に動き出すようなことございましたら、ぜひ十全なお取組をお願いしたいと思います。

まだまだこの物価高騰が続く中での生活が苦しいというようなお声も、会うたびにおっしゃっていただく方もいらっしゃいます。今回国また東京都と連携しながら、東大和市におきましてもぜひ予算を十分に有効活用していただけるよう、様々な知恵を絞らなきゃいけないので大変御苦勞をおかけいたしますけれども、何とぞ十全なお取組をよろしく願います。

この項の質問を終わりにさせていただきます。

○**議長（東口正美君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

---

午後 2時50分 開議

○**議長（東口正美君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**18番（佐竹康彦君）** それでは、続きまして、防災対策について再質問をさせていただきます。

まず現在の計画推進の成果におきましては、死者の半減、住宅からの避難者の減については減災目標の達成がなされているけれども、外出者の早期帰宅については、一斉避難の抑制の方針変化がなされているという、そういった御答弁でございました。また、地域の防災リーダーの高齢化と後継人材の育成が遅滞しているため、地域防災力の維持が課題だということでもございました。

そこで伺いますけれども、まず令和4年度の首都直下地震の被害想定に照らして減災目標が達成できた主たる要因はどのようなことなのでしょう。その点をさらなる強化をすることで現在以上の数値の改善が見込まれるのかどうか、この点について伺います。

○**総務部参事（関田孝志君）** 東日本大震災を契機といたしまして、公共施設や住宅の耐震化、家具等の転倒・落下防止など市民の皆様の防災意識が向上したことにより達成に至ったものと考えてございます。

今後も東京都や防災関係機関等との連携を図り、防災啓発に努めることにより改善するものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 次に、帰宅支援の強化を計画では掲げておられますけれども、外出者の早期帰宅について、一斉避難抑制のために会社に一時とどまる方針へ変化しているということでもございました。東大和市に一時とどまる人数はどのくらいを見込んでおられますでしょうか。また、それに対して今後災害時の市の対応

はどのようにしていこうと考えておられるのか、加えてそれが市民への災害対策に与える影響はどのようなものか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 令和4年5月に公表されました首都直下型地震等による東京都の被害想定におきましては、市内での滞留者のうち、自宅まで距離が遠くて徒歩での帰宅が困難な帰宅困難者が2,972人と想定しております。

引き続き、東京都と連携し、外出者の一斉帰宅の抑制や安否確認の方法、事業者への飲料水・食料等の備蓄の啓発に努めるとともに、市民が防災対策に推進されるものというふうと考えてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 災害が起きたときは市民しかいないというわけではございませんので、この点につきましても十全なお取組が必要なんだなというふうに認識されていると受け止めさせていただきました。

続きまして、地域防災リーダーの高齢化進行と人材育成の遅滞について、自助・共助の防災力低下が懸念されるところでございますけれども、こういった事柄に対しまして、今後市としてどのような対策を進めていくお考えでしょうか。想定される目標値、目標数値などを持っておられるのか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 現時点におきましては目標数値等は設定はしてございません。地域防災を推進するため、避難所体験訓練や避難所開設訓練など、市の訓練を通して、学校単位で顔が見える関係を築くことに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。私も地域回っておりまして、自治会の役員の方、やっぴらっしゃる方、防災頑張らなきゃねと言っておられる方が大体会社リタイアされた方とか、大分先輩の方々が一生懸命頑張っておられる姿、拝見しております。それはそれで非常にありがたいことなんですけども、やはりこの人材という点、非常に重要な観点でございますので、ぜひともこの点についての検討もお進めいただきたいと思えます。

続きまして、国、東京都の計画との整合性について伺います。

まず、被害想定が今回の国、東京都の計画修正でどのように変化をされたのでしょうか。それが市の計画にどのような形で影響するとお考えなのか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 令和5年5月に修正されました東京都地域防災計画 震災編において、被害想定のうち、人的被害、物的被害に大きな減少が見られました。一方で、家庭での防災活動や地域の防災活動には減少傾向が見られますことから、自助・共助の備えを促進し、被害を大幅に減少する見込みとしております。

このことから、今後市の地域防災計画の修正に当たり、東京都との計画の整合を図りながら、特に家庭や地域における防災・減災対策を推進していく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございました。

東日本大震災以降、公共施設の耐震化等を進めていただきまして、また民間事業者等におきましても、建物等の耐震化も進んでいる部分もあるかと思えます。こういった点でやはり被害想定、物的被害の大きな減少が見られるということ、これは非常に大きなお取組の成果であったかなというふうに思います。一方で、やはりこの自助・共助の力がやはり減少しているということ、この点非常に重要な点かというふうに考えてございます。

次に、国の防災計画の修正点を例えば新旧対照表を参考に見てみますと、市町村に関係するところが次のように挙げられております。官民連携強化のため、地域防災計画で災害ボランティアセンター運営者との役割分担を定め、センターの設置予定場所の明記、相互協定の締結など明確化に努める、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化と、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努める、この災害ケースマネジメントというのが一人一人の被災者の状況を把握した上で関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組であるということでございます。

また、要配慮者に対する多様な情報伝達手段の確保、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術活用の積極的検討、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求め、地域全体で避難者を支援すること、自発的支援の受入れに関して関係者と積極的に情報共有する、被災者台帳作成のためデジタル技術活用の積極的検討、こういった点が挙げられておりまして、一つ一つやはりごもっともだなというふうに私も考えてございます。

これらについて、既に市として取り組まれていることや検討されていることもあると思いますけれども、今後どのようにこれらのことをお取組を進めていこうと考えておられるのか、市の見解を伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 初めに、災害ボランティアセンターの運営者との役割分担につきましては、東大和市社会福祉協議会と災害協定を締結しており、協定内容等に定めてございます。

次に、被災者支援の仕組みの整備等につきましては、被災者生活再建支援金などの生活支援を所管する部署について定めておりますが、現時点では災害ケースマネジメントを行えるような態勢の整備はできてございません。今後関係機関と連携し、既に実績がある自治体の取組等を研究し考えていきたいと思っております。

次に、要配慮者に対する多様な情報伝達手段の確保につきましては、各人で情報取得の方法は様々でございます。市では、多くの方に迅速に情報伝達できるよう、防災行政無線による放送や、その音声を電話で確認できる自動応答システムによる音声での伝達のほか、ホームページやメール、LINEなどSNSによる文字による伝達、テレビの文字情報を利用した情報伝達を行うこととしてございます。

次に、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成につきましては、地域の防災人材を育成するため、自主防災組織に東京都で実施します防災市民組織リーダー研修の参加を促しているところでございます。

次に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用でございますが、現時点ではデジタル技術の活用に至っておりませんが、現在導入しております東京都と区市町村で構築する東京都共同利用型被災者生活再建支援システムにおいて、今後避難行動要支援者に係るシステムの機能拡充を図られるようシステム業者と調整をしているところであります。

次に、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求め、地域全体で避難者を支援することにつきましては、現時点で十分な取組ができておりませんが、東京都が実施する防災市民組織リーダー研修や、市が実施する避難所開設訓練等の参加経験者を中心に、地域で連携して避難者支援を行えるよう意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、自発的支援の受入れに関する関係者との積極的な情報共有につきましては、東京都や東大和市社会福祉協議会と連携し、積極的なボランティアの受入れに努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、被災者台帳作成のため、デジタル技術の活用の積極的検討につきましては、先ほど申し

上げました東京都共同利用型被災者生活再建支援システムを活用して被災者台帳の作成を考えてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 大変やることが多くて、いろいろ本当に御苦勞おかけいたしますけれども、十全なお取組、よろしく願いいたします。

特に情報伝達やデジタル化の推進ということに関しましては、これから東大和市も、和地市長の下、様々な形で推進されると思いますので、その点も十分に御留意いただければと思います。

また、あわせてこの災害ケースマネジメント、やはり一人一人の被災者の状況を把握し、きめ細かな支援をするということ、これなかなか、言うはやすく行うは難しでございますけれども、こういったことを大きな目標と掲げていただきまして、当市におけますこの災害ケースマネジメントの充実、ぜひともお図りいただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、課題解決への対策に関しまして、市長の御答弁では、課題である地域防災力の維持をはじめ、防災関係機関、市役所各部署より意見を聴取し、実現可能な対策を講じていただくということでございました。

ここで東京都の計画におけます震災編の修正概要を見てみますと、多くの点が指摘されておりますけれども、例えば住民の意識啓発活動、関係団体とのネットワーク形成、自助・共助の強化のためコミュニティ活動の促進、最新の情報通信環境の整備、被災者の避難所における生活環境の整備等、先ほど国の計画との修正点ともかなり重なる部分でございますけれども、これらについてはやはり各基礎自治体においても、東京都と連携しながら進める必要性の高い事項と思われま。

この点に関しまして、今後実現可能な対策として考えられるもの、また現段階で検討できていることがあれば、市のお考えを伺いたいと思います。

○総務部参事（関田孝志君） 初めに、住民の意識啓発活動につきましては、水防訓練などの市の防災訓練、また防災講話を行い、引き続き市民の防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、関係団体とのネットワーク形成につきましては、例年実施する総合防災訓練を通して顔の見える関係を築き、ネットワークの形成を図ってまいります。

次に、自助・共助の強化のためのコミュニティ活動の促進につきましては、自主防災組織に災害救助等に利用する防災資機材を貸与し、また消防署や消防団などと連携して、地域防災訓練において指導の支援を行っております。

次に、最新の情報通信環境の整備につきましては、避難所となる学校の体育館におきまして、学校教育のために整備されたWi-Fi設備を災害時に活用することとしております。

次に、被災者の避難所における生活環境の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、体育館等生活スペースにおいて家族で過ごすための設置や、断水等の対策としてマンホールトイレや応急給水栓の整備を行い、安心して避難所生活ができるよう努めております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。実現可能なもの、対策についてはかなり力を入れて取り組んでおられるというふうに拝察させていただきます。

特にこういった様々な具体的に取り組めるものということにつきましては、今後ともさらなる充足を図っていただきたいというふうに考えてございます。

次に、地域コミュニティーの防災力の関係でございます。

市長の御答弁では、地域コミュニティの防災力の格差について、地域に偏りがあるといった御認識を伺いました。その理由としてどのようなことが挙げられるとお考えでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 地域コミュニティの防災力の偏りは、地域の防災リーダーの存在の有無や地域における定期的で継続した防災訓練などの実施、その参加など、他人事ではなく自分のことと捉え、防災・減災の意識を醸成する機会を設け、その頻度が防災力の地域差に影響しているのではないかというふうに考えてございます。

また、自治会の組織率にも見られますように、地域での人と人とのつながりが希薄となっていることや、地域ごとに地震による想定被害リスクなどが異なりますことから、地域での防災意識に影響があるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

先ほど別の議員の方の御質問でも様々ございましたけども、やはり地域の人と人とのつながりの重要性というのはこの防災の観点でも非常に重要なのだなというふうに改めて感じました。

続きまして、この地域コミュニティの防災力活性化に関しましては、防災訓練への参加推進や支援、避難所開設訓練や地域の間関係の再構築を通じた自助・共助の醸成を進めておられるということでございます。

引き続きこうした着実な、地味ではございますけれども着実なお取組をお願いするとともに、そもそも自治会などが存在しない地域については、防災力向上のためにどのようなアプローチをしていったらよいか、市としてのお考えはありますでしょうか。また、他の自治体に優れた取組など、参考にできるものがあれば伺いたいというふうに思います。

○総務部参事（関田孝志君） 現在中学校単位で避難所開設訓練を通して顔の見える関係を構築することが重要であり、今後組織化を目指す避難所管理運営委員会の構成員であります小・中学校との連携、また防災教育を通して啓発を図っていくことが大事であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、やはりこの自治会のない地域に関しましても、小・中学校の学区でまとまりがあったりとか、また新築の戸建住宅やマンションの開発である程度の地域のまとまりができる、こういった場合もございます。やはりそういった緩くても地域の共通点を見いだしながら、おっしゃっていただいたこの啓発活動、やはり心を動かすことが大事だということ、先ほど担当参事のほうからの御答弁もいただきましたけども、やはり心を動かす取組が非常に重要だなというふうに改めて確認をさせていただきました。

続きまして、この地域の防災力強化に関しまして2点ほど伺いますけども、まず例えば自主防災組織に貸与されてるような災害対策用の機材を自治会がない地域へ展開できるように、例えば市が管理する公園や広場、公共施設へこうした機材の設置を進めていくことはどうなのかなというふうに考えてございます。ただ設置するだけでは利用はされませんので、設置を機に周辺住民への啓発活動を積極的に進めていただきまして、活用の仕方をレクチャーするなどして有効活用されるような取組、こういったことも検討に値するのではないかと考えますけれども、市の御見解を伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 自治会などない地域の防災対策、こちらについては非常に課題であるというふうに考えてございます。ただいま御提案いただきましたように、公園や広場への資機材の設置など御提案いただ

きましたが、影響や効果、また実現可能性を勘案し、また他市の取組状況も併せ、研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、団地等の高層住宅に住む避難行動要支援者の方への対応につきまして、共助をお願いする近隣住民の方も高齢化が進みまして、そもそもの支援が難しいといった声もこの間伺っております。車椅子を利用されている方を高層階からエレベーターを利用せずに救助しようとしても、助ける側が高齢になっているためままならない、こういったお話でございました。

こうした課題に対しまして、市としてどのようなサポートができるとお考えでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 団地など高層住宅においても住民の高齢化が進んでおり、避難支援が難しい場合があることは認識しているところでございます。

しかし、東京都が作成いたしました「マンション防災」には、耐震基準を満たしたマンションなど、被害が軽微であれば在宅避難が可能となります。在宅避難を継続するためには各家庭と団地全体での備えが必要です。またマンション等居住者以外の住民との相互連携による共助も欠かせません。としてございます。市では、団地等の居住者も地域コミュニティーの一員として平時から地域の防災活動に参加し、まず顔の見える関係を築いていくことが大切であるというふうに考えてございます。

このことから、市は地域での防災訓練などを実施するとともに、地域の自主防災組織等が行う防災訓練への支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今までお聞きしてまいりましたが、やはり公助にはどうしても限界がある、やはり自助・共助の部分を強化していくことがこの東大和市の防災力をさらなる強化していくことにつながるという御認識であるというふうなことを確認をさせていただきました。

今後そういった点についてもぜひ大きなサポートをしていただくとともに、この地域防災計画、修正される部分につきましては、新しい取組について、公助としてできる部分、ぜひとも十分なお取組をお願いしたいと思っております。

この項について質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、学校教育についての再質問に移らせていただきます。

まず、水泳学習への民間活力の導入についてでございます。

市立第五小学校のアンケート調査では、80%を超える回答が好評であったということでございまして、今回の民間プールの活用、この試行は一定の成果を収めたものと認識いたしました。

教育長からの御答弁いただいた内容では、学校の屋外プールの課題が天候に左右される、外気温による体調変化等の懸念、プールの清潔感などで、それらが改善されていることがうかがえました。各学校の水泳授業実施の際の共通課題だというふうに考えておりますので、この点については教育委員会と市内各校の先生方とともに情報共有をしていただきたいと思いますというふうに考えてございます。

このアンケート調査等を踏まえまして、当事者である児童の感想の特徴、運営側でございます教職員の方の感想の特徴、また保護者の感想の特徴など、分かるようであれば御教示いただきたいと思います。

それらを踏まえまして、重ねてにはなりますが、このアンケートの高評価の内容について、教育委員会としてどのように受け止めておられるのか伺います。

○学校施設更新等担当課長（中橋 健君） アンケート調査を踏まえて、児童の感想の特徴といたしましては、きれいだった、寒くなかったなど、率直な御意見をいただいております。また、教職員の感想の特徴といたしましては、天候に左右されることなく予定どおり授業ができてよかった、水質管理等を行う必要がなく負担が減ったという選択肢を選んだ回答が多数ありました。

次に、保護者の感想の特徴といたしましては、室内なので暑かったり寒かったりなく快適だった、天候に左右されることなく授業が受けられてよかったという選択肢を選んだ回答が多数であったことから、保護者の視点といたしまして、児童が快適な環境の中、水泳授業が予定どおり受けられたことに満足していただいたと認識しているところでございます。

このように、今回の民間プールの活用については、児童、保護者の立場及び教職員の立場、双方から好評であり、利用面と運用面の両面で評価できる内容であったと認識しております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） 当事者の方が全て、全てではございませんけれども、多くの当事者の方がおおむね高評価をされているということを改めて確認をさせていただきました。

次に、改善点として、プールの深さ、見学場所の暑さ対策というものがございました。この点の課題とされた詳細につきまして教えていただければと思います。あわせて、この課題解決にどのようなことが必要なのでしょうか。また、そのほかに課題として上がったことはどのようなことがあるのか伺います。

○学校施設更新等担当課長（中橋 健君） プールの深さについては、プールの底に水深調整台を設置しておりますが、プールの一部に限られているため、身長の高い児童においては深いと感じる部分があったと認識しております。また、見学場所につきましてはプールサイドの横にあるスペースとしておりますが、児童は服を着て見学しておりますが、泳いでいる児童と比較しますと暑さを感じていたと認識しているところでございます。

課題解決に向けましては、水深調整台の増設や空調のある別室で見学するなどが考えられますが、いずれも相手方と協議が必要となりますことから、今後の課題であると認識しております。

そのほかの課題といたしましては、滑りやすいところがあったとの意見もありましたことから、今後協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ぜひまた次回におきまして先方と様々御協議いただきながら、改善に向けて御努力いただければと思います。

続きまして、学校から民間プールへの移動に関しましてはどのような評価をしておられるのでしょうか。課題があるとしたらどのようなことであったのか、またその対応策にはどのようなことが考えられるのか伺います。

○学校施設更新等担当課長（中橋 健君） 学校から民間プールへの移動につきましては、バスの移動はいかがでしたかという質問に対し、移動するのが楽しかったという選択肢を選んだ回答が多数であったことから、児童にとりましては、移動もいつもとは違う楽しい空間であったと認識しております。

課題につきましては、移動するための時間が必要となってまいります。授業時間の調整で対応できると認識しております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） それでは、今回の事業、費用対効果の点についてはどのように捉えておられるでしょうか。

○学校施設更新等担当課長（中橋 健君） 費用対効果につきましては、当初試算しておりました費用の範囲内で実施でき、非常に大きな効果が得られたと認識しております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） 今後の展開につきまして、令和6年度も引き続き実施を検討されているということで、ぜひ継続してほしいと思います。

とともに、ほかの学校での実施につきましても、教育委員会としてはどのような考えを持っておられるのか伺います。

○教育部長（小俣 学君） 今後の展開でございますけれども、教育長からも御答弁させていただいたとおり、第五小学校につきましては、令和6年度も引き続き民間プールの活用を検討してまいりたいと考えております。

ほかの学校につきましては、他校におきましても第五小学校と同様に老朽化が進んでおまして、それらの改修には多額の経費がかかることが見込まれております。また、年間2か月程度の使用に対しまして、先生方の負担のほか、ろ過器の点検委託やプールの清掃委託などランニングコストも大きな負担となっている状況でございます。

そのため、今後は老朽化したプールに多額の予算をかけて改修するのではなく、民間プールの活用や近隣校のプールの共同利用を前提に検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今年度の試行による結果はおおむね好評でありまして、全市的な展開に向けた大きな一歩を踏み出せたものというふうに認識しております。さきの議員全員協議会におけます第七小学校と第九小学校の統合の説明におかれましても、プールのことについて触れていただいております。

ぜひ今後さらに全市的な民間活力の導入につきまして、市長、教育長を中心に、市長部局と教育委員会が連携しながら前向きな検討を続けていただきたいと思います。次の項に移らせていただきます。

次に、英検の推進について伺います。

東京都の予算を活用して、無償で令和4年度から英検能力検査、これは多分「英検 I B A」ではないかなというふうに考えてるんですけども、これを実施しておられるということでございますけれども、全中学校と希望する小学校で実施されておられるとのことでございます。

このことにつきまして、まず英検能力検査と実用英語技能検定、この共通点と相違点がどこにあるのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 英語能力検査と実用英語技能検定との共通点及び相違点についてであります。まず英語能力検査について御説明をいたします。

本検査でありますけれども、実用英語技能検定を作成及び実施している公益財団法人日本英語検定協会が行っているものであり、実際の英検の問題を利用して開発をしているものであります。そのため、英語能力検査といわゆる英検の共通点につきましては、問題を解くことで得られるスコアが同じ指標で数値化されるところが共通点であり、そのスコアを参考に、自分が英検何級レベルか把握することができます。

次に、相違点であります。小学生対象の英検サポートプログラム E S G と中学生対象の英検 I B A は習熟

度を把握する目安であるのに対し、英検は資格として認定される検定試験であるということです。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 続きまして、小学校におきまして実施している学校があるということでございますけれども、その小学校がどこで、その児童の英語力として、実施していない学校の児童の英語力との違いがあるのかどうか、この点について伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 実施している小学校につきましては、東大和市立第九小学校と第十小学校になります。現在小学校の児童の英語力を一律で比較する調査等がないため、一定の基準で比較するのは難しい状況であります。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 続きまして、英検能力検査の実施によりまして、中学校の英語学習にどのような影響、効果が出ておられるでしょうか。可能であれば生徒側、教員側、それぞれの点から御教示いただきたいと思えます。

○指導担当課長（菅野恭子君） 英語能力検査の実施により中学校英語への影響及び効果についてであります。生徒側では、自分の理解状況が分かり、自分なりの目標を立てて取り組む姿勢が出てきたこととすとか、教師側では、英語能力検査を実施することで生徒の現状を把握することができ、指導内容に生かすことができるなどの効果がございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 学力といいますと、生徒も教員の先生方もそれぞれ漠然としたものになりますけど、やはりこの数値化されたり、目の前に具体化されると分かりやすくなるということで認識させていただきました。

この英検能力検査による学力判定結果は、同程度の英検合格と同じように評価され扱われるのか、この点について伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 英語能力検査による判定結果の評価であります。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、英語能力検査はあくまでも習熟度を把握するものとなります。中学生対象の英検 I B Aは、リーディングとリスニングの出題比率及び配点比率がほぼ均等になっており、小学生対象の英検サポートプログラム E S Gは、教員が児童を対象に利用する補助教材として作成されております。児童は授業の中でサポートプログラム教材を使い問題を解くことで、現時点での自分のスコアを把握することができます。

なお、英検につきましては、検定試験のため資格となります。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 資格であるかないかというところがやはり大きなポイントかと思えます。

この東京都の事業についてなんですけれども、何年度までお続けいただけるのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本事業につきましては、現段階では令和6年度までとされております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） この令和6年度まで、無償で全市内中学校と一部小学校の児童・生徒の皆さんの学力把握に非常に有効な活動をすることができるということで認識させていただきました。

それでは、この英検の受験についてなんですけれども、この英検の受験につきまして、市内中学校ではどのように取り扱っておられるのでしょうか。各校において受験の推進や合格目標などがあるのかどうか、この点に

ついて伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 英検の受験推進及び合格目標につきましては、本市では今年度、中学校第3学年で英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合を40%、令和7年度までに60%を目指しております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 英検3級がちょうど中学卒業程度の実力だということですので、40%、60%ということで、苦手な生徒さんもいらっしゃるの、非常に60%というのは、半分以上が十分に合格できるような実力をつけるというのなかなか高い目標なのかなというふうに受け止めさせていただきました。

続きまして、この英検受験、この英検の資格取得のメリットにはどのようなものがあるのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 英検受験及び英検取得のメリットにつきましては、児童・生徒が将来にわたりグローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするため、英語力を身につけさせ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成できるなどのメリットがあると考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 生徒各個人の英語の実力がつくというところ、ここが最大のメリットだということでもございました。

一方、この取得した英検の級、これは3級は先ほど申しあげました中学卒業レベルで、準2級になりますと高校中級程度で、2級が高校卒業程度というふうに言われておりますけれども、これによりまして高校受験の際に受験生に有利に働くことができるのでしょうか。私立高校の場合は評価に加える学校があるというふうなことも仄聞してございます。一方、都立高校ではそのようなことはないというふうに私は認識しておりますけれども、この点について教育委員会としてはどのように捉えておられるのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 都立高等学校入学者選抜に関する書類の中に諸活動の記録という欄があり、英検等の取得資格について記入することができます。受験関係書類に記載した内容につきましては、各都立学校が学校の特色に基づき、入学を期待する生徒像として掲載している内容等により評価への活用状況が異なるため、一律にお答えすることは難しい状況であります。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 一律に答えることは大変難しいということで、一律に答えることは難しいけれども、各学校によっては評価される場合もあるというふうに捉えさせていただきました。先ほども申しあげましたけれども、私立高校の一部には、ごく一部ではございますけれども、評価に加えるというような高校もあるわけでもございまして、やはりそういった英検の資格を取ることが受験に有利に働く場合もあるというふうなこともございます。

そこで、この検定料の補助制度についてでございますけれども、調査研究をされてということでもございました。

以前の一般質問でも取り上げましたけれども、他の自治体では補助制度を設けて推進しているところがございます。英検受験料の補助を行う自治体を調査したあるレポートを見ますと、東京都では北区、品川区、墨田区、中野区、練馬区、港区と、23区の幾つかが取り組んでいるようでございます。また、他の道府県を見ますと、市や町、村など、自治体規模にかかわらず取り組んでいるところも見受けられます。補助額や回数などは様々でございます。拝見したこのレポートにはございませんでしたけれども、福生市におきましては、英検福

生モデルとして公費での受験推進がなされてきた経過がございます。

また、このレポートを見ましても、近年の英検受験料の値上げに対応いたしまして、実施自治体では子ども・子育て支援の施策の側面があるようでございました。

英検は、社会的に長年、英語学力の評価基準として認知をされてきております資格検定でございます。場合によっては高校受験等の評価にもつながるといこともございます。児童・生徒の学力向上という本来の面、これはもとよりでございますけれども、こうした一定の実利の面も含めて、東大和市の子供たちの学びを大きくサポートする意味からも、こういった補助制度の創設に向けた積極的な検討を続けていただきたいと要望させていただきますけれども、教育委員会のお考えを重ねて伺いたいと思います。

○**教育部長（小俣 学君）** 検定料の補助制度についてでありますけれども、現段階におきましては、英語教育の充実に向けまして、市内の全中学校におけるオンライン英会話の実施に加え、令和6年度からは市内の全小学校第5学年におけるTOKYO GLOBAL GATEWAYでの体験型英語学習の実施などを検討しているところでございます。そういう状況から、検定料の補助制度につきましては引き続き調査研究を行ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** 英会話につきましても、体験につきましても、実際に体を動かして、身体を使って、座学だけではなくということ非常に大きな意義のある取組というふうに思います。けれども、重ねてこの補助制度につきましても引き続き御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、図書館を使った調べる学習コンクールについて伺います。

今年度の応募数は昨年に比べても非常に多いというふうに確認をさせていただきました。学校現場での先生方のお取組や、また図書館の方のサポートもあつての今回の結果と思い、感謝申し上げます。

この内容につきましても、これまでの歴史や科学等に加えまして、環境、福祉、人権など幅広く社会的な興味関心を子供たちが持っていることが分かる結果となります。こうした分野にも目を向けて自主的な探究学習がなされることは大変喜ばしいことだというふうに考えてございます。

先日、学校図書館に関するNPO法人の理事を務められている方にお会いする機会がございまして、私が東大和市の議員だと分かると、今年度の東大和市からのこの当該コンクールへの応募数増加の話が出ました。そうした外部の反響があるくらい積極的なお取組をいただいたものと考えてございます。

今回応募数が増えたことにつきまして、特段多かった学校があるのでしょうか。あれば、その学校の取組の特徴がどのようなものなのか教えていただきたいと思います。

○**指導担当課長（菅野恭子君）** 今回の応募数について特段多かった学校についてであります。市内の小学校2校、これは東大和市立第二小学校と第七小学校になりますけれども、第七小学校では第4学年を対象に、そして第二小学校では第6学年を対象に、学年で夏季休業期間の課題として位置づけ、取り組んだという事例がございます。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** そうした積極的なお取組、ぜひとも市内に横展開していただければなというふうに思います。

続きまして、この図書館のサポートに関しまして、調べ学習におきましては、図書はもとより、ネットの活用など個人で使える手段が増えております。

そこで、より正確に幅広い視野で学習を進める上で、市や学校の図書館のレファレンス機能の利用促進を児童・生徒に啓発していただきたいと考えますけれども、この点についてのお考えはどうでございましょうか。調べるプロでございます図書館員、また図書館指導員の方の力を借りることは、児童・生徒の学習経験として貴重な機会であるというふうに考えてございますけれども、この点についていかがでございましょうか。

○中央図書館長（浴 靖子君） 市立図書館からのサポートといたしまして、令和5年度は各図書館内に調べる学習コンクール全国大会優秀作品のレプリカを展示いたしまして、児童・生徒及び保護者へ周知を図ったところであります。また、地区図書館においては、読書感想文講座や百科事典の使い方をゲーム形式で学べるイベントを実施するなどしております。さらに、各学校の図書担当教員及び学校図書館指導員が参加する学校図書館活用推進委員会において、市立図書館の学校支援サービス等について御説明をさせていただきました。

今後につきましては、図書館における児童・生徒対象の調べ方講座や、学校への出前授業等の実施が効果的ではないかと考えられますことから、実現に向けて調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 実際に生身で出前授業で教えてもらうとやはり使い方も分かりますし、読むだけではない、資料だけではないと気づくことも多いかと思えます。ぜひともお取組よろしく願いいたします。

今年度のお取組の大きな成果を踏まえまして、これは前から要望しているんですけども、地域コンクールの開催をぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） 地域コンクールの開催についてであります。現在地区図書館の運営を受託していただいております指定管理者のほうがほかの自治体で地域コンクール開催の実績がございますことから、現在開催に向けて協議を重ね、検討を行っているところでございます。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ前向きな、積極的な検討をよろしく願いいたします。

それでは、この項を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、最後の4点目のけやき通りについて伺います。

まず、上水道工事につきまして、市長の御答弁では、昭和49年布設の水道管の耐震化工事であるということでした。

上水道でございますので東京都が行う事業ではあるというふうに思いますが、御答弁できる限りで結構でございますので、さらに詳細を伺いたいと思えます。

まず約50年を経過した上水道の経年劣化の現状はどのようなもので、耐震化が必要な理由は何なのか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 上水道管の経年劣化の現状につきましては、水道管の接続部分を固定するボルトが経年劣化で腐食したり、金属のさびが生じて破損し、漏水や断水を引き起こす原因になるものと認識しております。

耐震化が必要な理由につきましては、震災時等における上水道管の破裂等に伴う断水リスクの軽減があると認識しております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。やはりこの50年たつと大きな工事が必要だということで、

改めて認識をさせていただきました。

この耐震化されることでどのようなメリットがあるのか、この点についても伺います。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 耐震化されるメリットにつきましては、震災時等において断水が発生しなければ市民への給水や火災への対応等が滞りなくできるものと認識しております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 改めまして、インフラの更新、長寿命化、こういったものが非常に重要なものであるということで認識をさせていただきました。東京都の事業だと思えますけれども、ぜひとも市のほうで協力できる部分につきましてはサポートをよろしく願いいたします。

続きまして、今後のけやき通りの整備につきましてでございます。

市長答弁では、都市マスタープラン改定等の都市づくりの大きな方向性が定まった後に、市全体の道路の整備や改修について整理しつつ検討していくということであったかと思えます。

さきの議員全員協議会で示されました東大和市都市マスタープラン全体構想（素案）におきましても、道路の整備や改修に関する今後の方向性などを御説明をいただきました。市民の皆様の生活様式や移動手段などの変化が見込まれる中、今後の道路の在り方についても改めて検討していくことが必要ではないかと考えます。

そこで、まずけやき通りを含めた市全体の道路に関する現状と課題について、市の認識を伺います。

○**まちづくり推進担当課長（梅山直人君）** 初めに、道路の現状につきましては、市民が私用で外出する際の目的は市内の割合が多く、徒歩や自転車による移動の割合が多いこと、市内の交通事故の死傷者数のうち自転車に関与するものの割合が多いこと、また高経年化、大径木化した街路樹の倒木や枝折れのおそれ、歩道の根上がりなどに伴う歩行者や車両の通行の安全性の懸念があることなどであると認識しております。

次に、道路の課題につきましては、こうした現状を踏まえ、都市計画道路等の整備改修などにより、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる道路環境の向上や、街路樹の適正な更新を図ることなどであると認識しております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** そうした道路の課題として、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる道路環境の向上などが必要であるということでございますけれども、市としてどのような取組が有効と考えておられるでしょうか。御見解を伺います。

○**まちづくり推進担当課長（梅山直人君）** 道路環境の向上等への取組としましては、一例として、都市計画道路等の改修等の機会を捉え、市内における沿線の地域特性や歩行者・自転車ネットワークの位置づけを踏まえながら、歩道の拡幅、自転車通行帯の設置等を含め、道路の断面構成を見直していくことも有効であると考えております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 大きな課題でございますが、ぜひとも十全なお取組、よろしく願いいたします。

道路環境の向上等のための有効な取組の一つとして、道路の断面構成を見直すこととの答弁がございました。今後道路を整備・改修する際には、そういった断面構成を見直すことも含めまして、新たな技術の導入についても検討していく必要があると考えてございます。

一例として、近年既存のアスファルト舗装を石畳やれんが敷きのように美しく加工するストリートプリント工法というものが採用され始めております。見た目の美観や通行する上でのある種の分かりやすさを創出し、

耐久性を持ったアスファルト舗装ができるようでございますけれども、今後こうした工法の導入についても検討していただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、現在けやき通りのシンボルであるケヤキの木は、巨木化、老木化が進んでいます。景観や夏場の日差しを遮る等、通行者へのメリットはありますが、通りに面して住む近隣住民にとっては、道路の根上がりや落ち葉の清掃、倒木の不安など、生活する上でかなりの負担感があると考えます。また、まちの様子も市民生活の在り方やバリアフリーを進める社会的要請、また激甚化する自然災害などを考慮いたしますと、街路樹が整備された当初と異なる様相が生じております。こうした問題は、必ずしもけやき通りに限った話でもないというふうに考えてございます。

道路は、歩行者や車両などの交通機能のほか、上下水道管などの収容のための空間機能など、多様な役割を担っております。このため、市全体の今後の道路の在り方を検討するに当たっては、こうした役割を個別に捉えるのではなく、一体的、総合的に捉えていく必要があると考えますけれども、市の御見解を伺います。

○まちづくり部長（金子秀之君） 議員の御指摘どおり、道路は交通機能や空間機能など多様な役割を担っているものと認識しておりまして、市全体の今後の道路の在り方を検討に当たっては、こうした役割を総合的に勘案していくことも重要であると考えております。

また、今後の道路の在り方につきましては、都市マスタープランや、その他関連する計画等との整合を図りながら、道路の整備等に関する計画について体系的な整理を行い、中長期的な視点で検討を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今後の新たなまちづくりにおけます、このけやき通りをはじめとした市内の道路の課題に対する見解、また今後の方向性について伺ってまいりました。

けやき通りのシンボルであるケヤキの木を今回上水道の更新工事のために一部伐採することになりました。水道管もケヤキも、ともに設置、植樹から50年近い年月がたちまして、更新工事は避けられない時期になってきております。時間経過によりまして生起してくる不具合、例えば歩道の幅に対して高木化、巨木化した街路樹の根上がりや樹木の管理、落ち葉の清掃、また自転車利用者や高齢化に伴い車椅子を利用する人が増える場合、それに適した歩道幅と車道幅をどのようにしていくのか、また交通量と利便性のバランスをどのように取っていくのかも大きな課題と考えます。市民の日常生活にとってどのような状況が望ましいのか、50年前とは違うニーズや課題は当然あるわけでございます。

一方、生活と産業を支える道路というものの役割について考えますと、物流や移動など、交通を支えるだけではなく、その地下には様々なインフラの埋設物が存在します。また、まちの景観や生活環境のための街路樹の在り方など、都市における多様な機能も担っております。その道路の担う役割全てのライフサイクルを考慮いたしまして、次の50年を見据えて、魅力あるまちとなるためにも、けやき通りの今回生じた状況をよきモデルケースと捉えまして、将来に向けてこれをどのように方向づけていくかを検討していただきまして、先ほど御答弁のありました現在改定作業中の都市マスタープランに反映させていただきたいと考えます。

重ねて、先ほども申し上げましたけれども、道路が整備された当初よりも、人口動態も、まちの様子も、社会的な要請も大きく変化してきております。これからの人、これからのまち、これからの生活にふさわしい道路の在り方をぜひ追求していただきたいと思います。

時に大胆に、新しい街路樹の在り方や交通安全対策を展開し、新たな50年の東大和市にふさわしいけやき通りをはじめとした道路のリデザイン、これを推進していただきたいと強く要望させていただきまして、私の今回の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

---

午後 3時51分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（東口正美君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に従い、一般質問を行います。

1、気候危機打開の取組について。

①「気候危機」といわれる現状について。

②市の取組の現状と課題について。

2、令和6年度予算と総合計画、実施計画について。

①市長の令和6年度予算編成方針と総合計画、実施計画について。

②令和6年度に実施あるいは廃止・縮小する事業について。

③下水道使用料、家庭ごみ袋代、国民健康保険税の引下げについて。

3、介護保険について。

①第9期介護保険事業計画策定に向けた現状と課題について。

②特養ホームの早期建設について。

4、暮らしを守る課題について。

①生活保護行政の課題について。

②年末・年始の相談体制について。

5、いわゆる「葬儀難民」の現状と対策について。

①令和5年第3回定例会以降の市の取組について。

②他市の取組の調査・研究について。

6、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

①日本共産党市議団が一貫して要求してきた国・都・市有地を活用した福祉・スポーツ施設の整備・拡充の課題は大きく動き始めています。現在の到達点とこの間の推移、市の取組や検討状況について伺います。

以上です。

再質問については、自席にて行います。よろしく申し上げます。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、気候危機の現状についてであります。地球温暖化に伴う気候変動の加速化、深刻化により、大型台風、豪雨、猛暑等の異常気象による風水害、熱中症などの健康被害、農作物への被害など、自然環境や生活環境に深刻な影響を及ぼしていると認識しております。

次に、市の取組の現状と課題についてであります。市では、令和4年度に改定した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）におきまして、市の施設での再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の推進に取り組んでいるところであります。

また、現在令和6年度に策定予定の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に取り組んでいるところであります。

課題としましては、事務事業編に基づき、市の施設における照明のLED化等を限られた財源の中で着実に進め、区域施策編では、市内の温室効果ガス排出量の削減に向け、実効性の高い施策を限られた財源の中で実施していくことと考えております。

次に、令和6年度予算編成方針と総合計画、実施計画についてであります。人、モノ、カネなどの行政資源が限られる中、多岐にわたる行政の施策をスピード感を持って効果的に進めるためには、最上位計画である総合計画に掲げた取組を実施計画などの優先度に基づきながら、計画的かつ着実に進捗させることが不可欠であります。その土台となる毎年度の予算編成は、市長である私にとって極めて重要な仕事と認識しています。

そこで、初めての予算編成方針の策定に当たりましては、私の考えが職員や市民の皆様へ伝わるよう、「今のありがとうだけでなく、未来のありがとうのために」など、分かりやすいフレーズを用いつつ、直接私が語りかける動画を例年の文書での発表に加えて作成し、浸透を図ったところであります。

次に、令和6年度に実施あるいは廃止・縮小する事業についてであります。現在令和6年度予算編成過程にあり、その内容については決定しておりません。

次に、下水道使用料、家庭廃棄物処理手数料及び国民健康保険税の引下げについてであります。下水道使用料につきましては、下水道施設の適切な維持管理、下水道事業の安定的な経営を図るため、家庭廃棄物処理手数料につきましては、ごみの減量化や費用負担の公平化を図るため、そして国民健康保険税につきましては、国民皆保険を下支えする国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、対象経費に見合った適正な水準にすることが必要であると考えております。

それらのことから、それぞれの料金や税率等の引下げを行うことは難しいと考えております。

次に、第9期介護保険事業計画策定に向けた現状と課題についてであります。市では、市民の皆様や介護サービス事業者に対して実施した準備調査の結果や、第8期計画における事業の取組状況を踏まえ、第9期計画の策定を進めているところであります。

今後におきましては、令和6年度からの3か年における要介護認定者数や各種サービス給付費の伸びなどを勘案し、必要となる介護保険料を適切に定めてまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの早期建設についてであります。現在策定を進めております第9期介護保険事業計画の案では、将来的見通しを考慮しながら、特別養護老人ホームの整備に関する考え方を整理するとしているところであります。

次に、生活保護行政の課題についてであります。令和4年度の下半期から生活保護申請に増加傾向が顕著に現れ、令和5年度においても依然として増加していることから、生活保護への需要の高まりへの対応が課題であると考えております。

次に、年末年始の生活保護相談の体制についてであります。年末年始は生活福祉課の窓口業務は行っておりませんが、緊急に生活保護を要する事案に対しては、輪番制で在宅の当番職員が応ずる体制を取っております。

次に、いわゆる葬儀難民の対策についてであります。令和5年第3回市議会定例会以降につきましては、具体的な取組や他市の取組の調査研究は行ってはおりません。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つではありますが、検討中であり、結論に至っておりません。

桜が丘3丁目の国有地につきましては、利用計画を策定することが求められておりますが、検討中であり、結論に至っておりません。

都有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、東京都の東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクトとして、民間事業者による複合施設の建設工事が進められているところであります。

また、公園及び運動広場につきましては、東京都による工事が進められているところであります。

運動広場に附属する管理棟につきましては、市が工事に着手するところであります。

都営向原団地につきましては、東京都が北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に向けた準備を進めているところであります。

市有地についてであります。第一学校給食センター跡地につきましては、借地にある施設を移設、集約するための検討をしているところであります。

第二学校給食センター跡地につきましては、（仮称）子ども発達支援センターつむぎ東大和及び（仮称）東大和どろんこ保育園の建設工事が進められているところであります。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○6番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

まず、気候危機打開の取組についてですけれども、現在COP28が開かれています。このままでは、今世紀末、1.5度未満どころか2.9度、気温が上昇してしまうと。各国政府に対して大幅な目標の引上げを求めるということになっていきますし、石炭火力発電については期限を切ってそこから撤退するということが必要だというふうに指摘をされているところですが、岸田首相は、この目標の大幅な引上げについては言及をしていない、それから石炭火力については依然として固執し続ける姿勢を表明しています。

さらに、このCOP28に合わせて、日本、アメリカなど22か国が原発3倍化宣言をやるということで、福島第一原発の廃炉さえままならないという状況の下で、こうした宣言に加わるということに対して市民団体からも厳しい批判が集まっているところであります。

そこで幾つか伺います。

まず、第四次東大和市地球温暖化対策実行計画の事務事業編では、市が排出している温室効果ガスをどのように削減する計画を持っているのか、長期目標、中期目標、計画目標、また各年度ごとの目標を教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）におけます長期目標につきましては、基準年度を2013年度といたしまして、2050年度までに排出量を実質ゼロとしております。

中期目標につきましては、基準年度比で2030年度までに50%排出量を削減させることとしております。

計画目標につきましては、計画期間の5年間で基準年度比で33%の削減をさせることとしております。

各年度の目標といたしましては、毎年、基準年度排出量の4.4%の約19万キログラムの排出量の削減といたしております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市が温室効果ガスを削減するだけでなく、市全域で排出する温室効果ガスを削減する計画を市は令和6年度中に策定するとしております。

こうした計画は、島嶼部を除くと都内の75%の自治体が策定しており、当市の取組は大変遅れていると考えますが、市が排出する温室効果ガスを削減する計画を持ち、さらに市全域で排出する温室効果ガスについても、削減の計画を持つ理由について教えてください。

また、直近の数字で、市が排出している温室効果ガスの量、市全域で排出する温室効果ガスの量に占める割合を教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 市が排出する温室効果ガスを削減する計画を持ち、さらに市全域で排出する温室効果ガスの温暖化の対策の推進に……、すみません。市全域で排出する温室効果ガスの削減を行う計画を持つ理由といたしましては、まず地球温暖化対策の推進に関する法律第21条によりまして、市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定することとなっていること、これが第1点でございます。また、同条におきまして区域内の自然的社会的条件、これに応じまして温室効果ガスの排出量の削減を行うための施策を定めるよう努めることとなっていること、この2点だと認識しております。

また、市が排出する温室効果ガスの量の市全域で排出する温室効果ガスの量に占める割合は、2020年度で約1.4%と捉えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

こうした計画を持つ法的理由、法的根拠について今御答弁いただきましたけれども、こうした法的根拠に基づいて計画を持たなくてはいけないというのは、当然待ったなしの課題、人類にとって待ったなしの課題になっているからだと感じます。

市の排出量は区域全体の1.4%ということですから、区域施策編がまだできていないことは極めて重大な遅れだと思います。同時に、市が温室効果ガス排出量削減の先頭に立つ意義は極めて大きいというふうに思います。

9月に行われた決算特別委員会で、計画初年度である2022年度、令和4年度ですね、2020年度、393万キログラムだった排出量を370万2,000キログラムに削減する目標だったのに、410万キログラムまで増えてしまったという答弁でした。

今回いろいろと資料も頂きましたが、この結果をどのように評価しているのか、その理由をどのように分析されているのか伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 2022年度の排出量の目標を上回ったことの評価でございますが、目標を約40万キロリットル超過してしまったわけです。これによりまして……、すみません、40万キログラム超過してしまったわけですので、これを今年度に取り戻す、これまで以上の削減に努める必要があるというふうに考えているところでございます。

また、分析といたしましては、夏の猛暑によります使用電気量の増加によることが一つの要因ではないかと

いうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 地球温暖化の結果である猛暑が排出量が増えた原因だという答弁です。この答弁がまかり通るようでは、気候危機は打開できない、負けてしまうということになります。この負のスパイラルを脱して、どう削減するのかという取組でなくてはなりません。

市の計画では、再生可能エネルギーの利用拡大とあります。太陽光発電設備の設置という項目があります。太陽光発電設備、10キロワット当たり年間4,110キログラムのCO<sub>2</sub>を削減できると書かれています。

東大和市が所有する施設における太陽光発電システムの設置状況、何キロワットなのか伺います。また、多摩26市の平均についても伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 市が所有いたします施設に対する太陽光発電設備の設置状況でございますが、学校給食センターの導入によりまして10キロワットとなっております。また、多摩26市の平均といたしましては約210キロワットと把握しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 平均が219で東大和が10ということで、26市の平均から見ても大変遅れています。

環境省が再生可能エネルギー情報提供システムREPOS（リーボス）というサイトを作っています。これはどのようなものですか。また、このサイトで自治体再エネ情報カルテ（太陽光詳細版）の東大和市のところがありません。太陽光発電のポテンシャルがどの程度あるかという表が出ています。市内の官公庁の導入ポテンシャル、それから学校の導入ポテンシャルはどうなっているか伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） REPOSでございますが、こちらは再生可能エネルギー情報提供システムのことでございまして、国が再生可能エネルギーの導入促進を支援すること、こちらを目的として2020年に開設したポータルサイトでございます。

また、その中で自治体再エネ情報カルテというのがございますが、こちらにおけます太陽光のポテンシャルということでございます。市内の官公庁の導入ポテンシャルにつきましては1,918メガワット、学校の導入ポテンシャルは4,116メガワットというふうに把握しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これ、1,918メガワットじゃないかな。多分、そうだよな。（「そうです」と呼ぶ者あり）1,918メガワットで1,918キロワット。

○市民環境部長（木村 西君） ただいま担当課長から御説明申し上げましたポテンシャルの関係でございます。先ほど1,918メガワット、また学校導入ポテンシャルは4,116メガワットとお答えいたしましたが、官公庁の導入ポテンシャルは1,918メガワット、学校の導入ポテンシャルにつきましては4,116メガワットと把握しているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ごめんなさい。

それで、メガワットですから、結局両方合わせると、キロワットでいうと6,000キロワット以上ということになります。都立高校も警察署もあるわけですから、全部が市のものでないにしても、仮に半分を活用できれば120万キログラムのCO<sub>2</sub>を削減できることになります。

現在10キロワットしか市の建物では太陽光発電設備がないわけですが、これは計画期間内にはどこまで持つ

ていくのでしょうか。伺います。それから、七小と九小の統廃合で新設される小学校の太陽光発電設備の規模はどの程度を予定しているのでしょうか。併せて伺います。新校舎は、当然断熱性能の高い建物にすると思いますが、このことによってどれだけのCO<sub>2</sub>削減を見込んでいるのかについても伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 先ほどは失礼しました。単位を読み間違えました。

私のほうからは、太陽光発電設備の目標についてお答えさせていただきます。

事務事業編におけます太陽光発電システムにつきましては、個別の効果予測はありませんが、公共施設全体で累計で約250キロワットを導入することとしております。

以上でございます。

○新校開設担当課長（大野祐司君） 私からは、第七小学校と第九小学校の統合による新しい学校における太陽光発電設備の規模等の部分につきまして御答弁させていただきます。

新しい学校の建設に当たりましては、東大和市公共建築物環境配慮整備方針に基づきまして、太陽の光や自然の風を取り入れるなどの自然エネルギーの利用等による省エネルギー性能、太陽光発電等の再生可能エネルギー性能を備えた建築物とするため、検討を進めることとしております。

現時点では、太陽光発電設備の規模やCO<sub>2</sub>削減量等について具体的なことは決まっておりませんが、今後建物の設計を進めていく中で検討したいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今御答弁で、公共施設全体で250キロワットということでしたが、私は半分やっても3,000キロワットになるっていう指摘をしたところです。

それから、先ほど、現在でも26市平均で219キロワットということですから、この250キロワットの導入という目標が果たしてふさわしいのかということもあると思います。ただ、今10キロワットですから、これは本当にこの250キロワット、きちっとやっていただくということだと思います。

それで、さらに、市の計画では、実質再エネ100%電力の調達が掲げられています。これについては、本庁舎だけでなく、小・中学校、公民館、給食センターなどの契約を切り替えれば、実質再エネ100%電力にするだけでCO<sub>2</sub>排出を半減して、2030年までの目標を達成できるというふうにしています。現在の契約状況がどうなっているのか伺います。また、進んでいない理由、どこにあるのか伺います。

○契約検査課長（長瀬正人君） 現在の契約状況でございます。

市役所本庁舎、小・中学校15校、中央公民館ほか10施設及び学校給食センターの電力需給契約につきましては、令和4年度から東大和市電力の調達に係る環境配慮方針に基づきまして契約をしているところでございます。

環境配慮方針は、小売電気事業者につきまして、電力供給事業における環境配慮の状況を評価し、評価点が一定以上の事業者で見積り合わせを行い、事業者を選定するものでございます。したがって、二酸化炭素排出係数等の環境評価は行いますが、実質再エネ100%を要件とはしていないところでございます。

なお、令和5年度につきましては、見積り合わせの結果、4案件とも不調ということになりましたことから、急遽、令和4年度に契約していた小売電気事業者と個別に調整し、契約をしているところでございます。

以上です。

○環境対策課長（梶川義夫君） 私のほうから、実質再エネ100の電力調達の進まない理由についてお答えさせていただきます。

実質再エネ100電力の調達には、通常の電力調達よりもさらなる財政負担が懸念されることが挙げられると考えております。再エネ100%電力の調達は、発電コストの高さなどの理由から通常の電気調達よりも割高になる傾向がございます。

現在では、エネルギー市場におきまして実質再エネ100%の電力需要はより高まっておりまして、供給側も十分な量の供給量確保が難しく、さらなる費用の増加というものも考えられます。

こうした事情もございますが、引き続き電力の価格動向を注視しながら、再エネ100%電力の調達について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 再エネの発電コストは高くありません。資源エネルギー庁が2030年の発電コストを発表していますが、太陽光発電が一番低コストです。

以前、議場でも取り上げましたが、原発に固執する政府が再エネの調達価格が高くなる仕組みをつくっているということが問題です。再エネ100%電力の調達に向け、政府にも申し入れる必要があると思います。いかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 地球温暖化対策につきましては地球規模の大きな課題でございますことから、国、それから東京都の関与というのはとても重要であるというふうに認識をしております。

今後も機会を捉えまして、市長会などを通じて、再エネ100%電力に限らず、地球温暖化対策に関することにつきましては国、東京都へ要望していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、省エネについてです。

2026年までの計画期間内に本庁舎の照明1,771台をLED化することで8万9,075キログラムのCO<sub>2</sub>を削減するとしています。進捗状況と期間内の計画を伺います。

○総務管財課長（関根 崇君） 本庁舎の照明LED化の関係ですが、現在の状況といたしましては、今年度、照明LED化とともに、太陽光設備の活用等も含めた調査委託を終える予定でございます。

来年度以降につきましては、これらを踏まえましてLED化の手法の検討、実施設計、工事施工というふうに計画期間内の実施に向け順次進めていく予定でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 計画どおり進めていく予定です。今準備やってるということですので、きちっと予算もつけていただいて、よろしくをお願いします。

それで、頂いた資料では、令和4年度、環境に配慮した消耗品調達、いわゆるグリーン購入、これは5%にすぎなかったという状況になっています。あまりに低いのではないかと思います。いかがですか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 今回計画初年度ということもありますが、グリーン購入につきましては、令和4年度の実績で5%と低い結果となっております。

今後は単価契約品にグリーン購入適合品を増やす検討や、購入割合を増やすよう庁内の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） それから、この資料の中で、学校以外では25%というふうにかかれていて、そういう点では学校が遅れているということですよ。

この学校でのグリーン購入という点で、教育委員会の対策をお聞かせください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校における消耗品のグリーン購入についてでございますが、可能な限りグリーン購入の対象品目を選定して購入しているところではございます。

ただ、学校におきましては、例えばある商品を大量に購入する場合がございますが、その商品がグリーン購入対象品でない場合に適合率が下がってしまうものと考えてございます。商品の仕様により適合品の購入が難しい場合もございますが、引き続き可能な範囲で適合品を選定し、グリーン購入対象品の購入率の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） それから、資料では、課ごとの計画目標達成率も頂きました。その中では、デジタル政策課23%、狭山公民館32%など、50%以下が10あるという状況になっています。こうした状況になっている、改善が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 課ごとの計画目標達成率につきましてでございますが、エコアクションチェックに基づきまして、各課のチェックした項目により達成率の母数が決まります。これに実際に行動したものの、結果につきまして達成率が決まっております。その中で、行動した結果が少ない達成率というもの、少ない場合には達成率も低く出ております。確かに50%を下回る部分とか、低い目標、達成率であったかというものもございます。

今後温室効果ガスの削減に向けた行動を高めていただくために、達成率の低い課の意識向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今回いろいろ資料を頂いてありがとうございます。よかったですと思います。こうした資料を頂くことで、あ、うちの課は達成率低いなということも含めて、改めて、ちょっとあれですけど、公になるので、頑張ってくださいと思います。

それから、令和5年度第1四半期の結果も資料で頂きました。これで見ると、計画目標達成は厳しいという、2年目ということで、という状況に見えます。

エコアクション推進本部会議は開催されていないようですが、本部長である副市長に伺います。

速やかに本部会議を開催し、対策の抜本強化を図るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 事務事業編におけます各年度の取りまとめ結果につきましては、本部長であります副市長に報告をしているところでございます。

会議の開催につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 最初のほうで言いましたけれども、2020年が390万キログラムまでCO<sub>2</sub>排出量なっていたということで、2022年度は370まで落とすということが410万に増えてしまったというのが初年度の結果なわけですね。やっぱり今地球環境のことを考えてみると、こういう状況を放置しておくわけにいかないというふうに思いますので、緊急に会議も持っていただいて推進していただきたいと思っております。

冒頭言いましたけれども、COP28、始まっています。国連は、地球温暖化でなく地球沸騰化だと言って、このままでは今世紀中に1.5度未満どころか2.9度、気温が上昇しようとしています。大幅な目標の引上げが求められています。

区域施策編を令和6年度中に作成するというのは大変な遅れですけれども、この区域施策編では、2050年ゼロカーボン宣言を表明するのかどうか伺います。

○市民環境部長（木村 西君） 今後市内の温室効果ガス削減に取り組んでいく上で、このゼロカーボン宣言というのは重要であるというふうに認識してございます。

区域施策編につきましては令和6年度に策定予定となっておりますことから、現段階におきましてはこの宣言というのは考えておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 策定の中で考慮するっていう御答弁だったと思います。

ゼロカーボン宣言やる自治体かなり増えてきてますので、そういう覚悟で進めたいというふうに思います。

次に、2番目の令和6年度予算等のところに移ります。

まず、高校生までの医療費完全無償化に2024年10月から踏み出すと市長が改めて表明されたことを歓迎し、敬意を表します。

日本共産党市議団は、虫歯があっても歯医者に行かない、事故に遭っても救急搬送を拒む、こうした高校生の事例なども議場で紹介し、2014年以来、子供の医療費助成の高校生年齢までの拡大と完全無償化を繰り返し求めてきました。教育、そして命と健康という分野での格差をなくすのは大人の責任、社会の責任という立場からです。日本共産党都議団が都議会に条例を提案した直後に都知事が高校生までの拡大を表明し、一気に進んできました。

この施策の東大和市における位置づけについて伺います。

○子ども未来部長（志村明子君） 令和6年度から実施予定の所得制限を設けない高校生等までの医療費の無償化につきましては、東大和市総合計画「輝きプラン」の重要施策であります、子育て支援におけます子どもたちの成長と発達を支援する環境づくりを推進するための施策であります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 大変重要な施策だと思います。よろしくお願いします。

次に、予算編成方針について伺います。

公共施設の老朽化が市長の想像以上にひどく、公共施設の修繕や建て替え費用について規模が分からないほど膨大としていますが、2021年5月31日の議員全員協議会において、公共施設において修繕または更新が必要と思われる設備等について説明がありました。包括施設管理業務受託者の見解だというふうにされていましたが、これを上回る修繕・更新が必要となるということなのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 令和3年5月31日の議員全員協議会におきましては、施設の不具合のうち、説明時点で緊急性が高いものを抜粋して説明したもので、包括施設管理業務の受託者より指摘を受けた項目は、小さいものも含めればほかにも多数あります。また、包括施設管理業務の対象としていない、指定管理者制度を導入しております市民会館、市民体育館などの不具合もあります。そして、緊急性が高くない不具合も、年数の経過によって劣化が進み、緊急性が高まることとなります。

以上のことから、施設や設備の修繕・更新に要する費用は、全員協議会で説明いたしました規模よりも大きいものとなります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、公共施設整備基金の残高が40億円ということで予算編成方針で触れられています。現在掲げている市の目標残高は幾らなのか伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 公共施設等整備基金につきましては、東大和市第6次行政改革大綱におきまして、各年度末の現在高について、あくまで最低限の目標として、標準財政規模の12%の額を目指すこととしているところでございます。

令和5年度の標準財政規模に対する12%の金額は約21億5,600万円でございますが、喫緊の課題でございます学校施設の老朽化対策については今後市にとって大きな負担となりますことから、これを平準化するために積み増しができるときに積み増していくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） さらに、この基金残高が40億円しかないのに、学校一校建て替えるだけで47億円かかるというふうに書かれています。他の議員への答弁で、直近で建設された学校の建設費用が5億2,000万円で、そのうち補助金が2億4,000万円、46%だったという答弁でした。

47億円の建設費用のうち補助金は幾ら見込めるのか伺います。

○新校開設担当課長（大野祐司君） 補助金が幾ら見込めるかについてでございますけれども、現在進めております第七小学校と第九小学校の統合による新校の建設に当たりまして、補助金が見込めるかどうかは現在調査中でございます。引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 調査中っていうのは、調査をしたら分かるけど調査し切れてないっていうことなのかしらね。

今回統廃合による新築ですけれども、学校全体の長寿命化計画では、統廃合以外は長寿命化改修とされていますけれども、改修後30年間使用できないと補助金の対象とならないから、補助が見込めないという話もありました。もっと早くから計画的に長寿命化改修に手を付けていれば補助金もついた、こうした点では市の責任もこれ大きいと言わざるを得ません。

さらに、通常47億円もの新築工事については、補助金をもらい、その残金の9割程度は起債で賄うというのが通常ではないかと思います。学校給食センター新築の際の建設費用総額と補助金、起債の額について伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 学校給食センターの新築に係ります事業費とその財源についてでございますが、まず工事自体、こちらが平成27年度から平成28年度、2か年に及びますことから、この合計の金額でお示しをしたいというふうに考えております。また、お示しする金額についてでございますが、いわゆる普通建設事業費としての事業費、またそれに対する財源として御答弁をさせていただきたいと考えております。

まず事業費の総額でございますが、約29億5,300万円でございます。

次に、財源についてでございますが、都補助金でございます市町村総合交付金は約1億1,500万円でございます。

次に、起債の借入れでございますが、22億1,400万円でございます。

次に、基金繰入金として、施設整備等基金は5億2,000万円でございます。

次に、一般財源でございますが、約1億300万円でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうした割り振りになるわけですね。しかも、47億円かけた校舎、これは50年間使用し、長寿命化改修工事を施せば80年間使用するということだと思います。確認します。

○新校開設担当課長（大野祐司君） 現在進めております第七小学校と第九小学校の統合による新校の新しく建設する校舎につきましては、議員のおっしゃるとおり、法定耐用年数から約50年間使用できるものと考えております。また、長寿命化工事等、劣化状況に応じまして必要な対策・改修等を行うことにより約70年から80年程度使用することが可能とされております。

建設に当たりましては、建設費用だけでなく、維持管理や改修に必要なコスト等、ライフサイクルコストの縮減も見据えた中で、使用年数を考慮しながら、今後設計等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そういう点でも、断熱性なども含めた先ほど指摘した点についても十分考慮していただきたいというふうに思います。

それから、もちろん他の議員が指摘したとおり、公共施設の老朽化が進み、一斉に更新の時期を迎えているのは全国的な問題です。国が新規・大規模開発優先から長寿命化・更新に公共事業の重点を移して財源を回すというのが筋です。それを大手ゼネコンの喜ぶこれまでどおりの大盤振る舞いを続け、国民・市民に負担を押しつける国に対してきちんと財源を要求することが必要です。1人1台端末の更新費用も同様です。予断を許さぬなどと言って、厳しい選択、イコール市民の負担増あるいはサービス切捨てを推進する理由にすぎではありません。

国や東京都に財源をしかるべく要求する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） 国や東京都に財源を要求すべきでないかについてでございますけども、議員の言われるように、公共施設の老朽化対策というのは全国的な問題でございます。当市におきましても市財政への影響は大きく、先送りのできない重要な課題であると認識しております。この課題に対応していくためには、やはり国や東京都の支援というのは不可欠であるというふうに認識しておりますので、引き続き補助制度の拡充につきまして要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） さらに、先ほどの市長答弁の中でも、これ予算編成方針でキーワードとされている言葉ですが、「今のありがとうだけでなく、未来のありがとうのために。」というふうにされています。この「ありがとう」というのは、誰が誰に感謝することなのか伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 私、職員採用試験で面接官を行うことがございますけれど、受験者に志望動機を尋ねますと、市役所の仕事は、営利に捉われずに市民に尽くせる仕事であり、純粋に感謝してもらえる、喜んでもらえるところが魅力的であるというようなことをよく聞きます。このように、公務員の仕事の原点は市民の皆様へ尽くし、そこから頂戴する「ありがとう」の言葉にあるのではないかと考えております。仕事だから義務的に行うサービスでは「ありがとう」は頂戴できません。頂戴できるのは、自分の気持ちを入れて行う親身なサービスでございます。

今回の予算編成に当たりましては、こうした初心に帰りまして、市民の皆様から自然発生的に「ありがとう」という言葉を頂戴できるような職員になってほしいと。そして、下を向いて歩くのではなくて、もう少し先の未来を見ながら仕事をしていきたいと思います、そういうことを分かりやすく伝えるために取り上げたものでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。

分かりやすく表現するというのも市長言われていますので、分かるんですけども、ただ、公務員の立場ということを見ると、「ありがとう」というのは、あり難い、あり得ないようなことをやって、他人のためにこんなことをしてくれるなんてあり得ないことだ、だから感謝するっていうのが「ありがとう」なので、主権者である国民が憲法に保障された基本的人権、幸福追求権、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利などを当然のこととして持っていて、行政は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。だから、公務員はあり得ない施しをするんじゃなくて、主権者である国民全体の奉仕者として国民全体の権利を守り、福祉の増進に努める立場にあるということでもあるので、私はちょっとその点で気になったということです。そこら辺も含めて、職員の皆さんの市政に対する姿勢、きちっとしていただきたいというふうに思います。

それから、予算編成方針では、市の魅力向上や人口減少の抑制に直接的に効果が望める取組、人口減少を抑制する取組、人口減少を見据えた取組などを重点や優先するとしていますが、先ほど取り上げた気候危機打開の問題やジェンダー平等の取組については触れていません。地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組の遅れは明白なのに、中間年である来年度予算編成方針で強調されない。市財政にとっての少子化、人口減少、公共施設更新だけに目が行って、人類社会の、日本社会の打開すべき問題が素通りされることになるのではないかという懸念を持ちますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 予算は、「輝きプラン」に位置づいた施策を実行していくことを主たる目的として編成するものでございます。この考えを基礎とした予算編成方針は、皆様に読んで理解してもらえよう、コンパクトにまとめております。このため、「輝きプラン」において優先的に進めていくとしております重要施策を中心に書き込んでおります。

なお、ここで策定いたしました令和6年度から3年間の実施計画におきましては、温暖化対策を進めるために、空調の更新と照明のLED化に3か年で約17億5,700万円もの事業費を計上しております。これは地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を重視した結果というふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私も実施計画見えています、確認しています。

ただ、この予算編成方針だけではなくて、「輝きプラン」そのものの中でも、やはりこの市財政という視点から、少子高齢化、人口減少ということが大きくクローズアップされています。やはり日本社会、市民社会の問題がどういうところにあるのかという視点が極めてそういう点で弱くなっているのではないかというふうに私は思ってるわけです。

それから、予算編成方針では、扶助費については障害者福祉費、児童福祉費、生活保護費が高い水準で推移しており、として改めて歳出全体の見直しを図るよう求めています。

歳出全体の見直しの中には扶助費も含まれているのかどうか伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 歳出全体の見直しにつきましては、全体の見直しとなりますので、全ての経費を対象としているものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 扶助費は、やはり福祉増進を図る東大和市、地方自治体の行政の根幹だというふうに思

いますので、ここに手をつけるということのないよう求めておきます。

同じく予算編成方針で、会計年度任用職員の配置について、真に必要な配置分にするよう指示しています。年度ごと雇用の会計年度任用職員を雇用の調整弁として都合よく使い捨てるということになるのではないかと思います、伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 厳しい財政状況の下、予算編成に当たりましては、真に必要な経費を計上するという、このことについては当然のことかなというふうに考えております。これは全ての経費について言えることで、例外はございません。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 「失われた30年」と言われます。日本経済の成長が止まってしまいました。賃金と福祉のコストカットを続けてきた結果です。実質賃金は、30年という長いスパンで見ると、アメリカ、イギリスで5割増し、フランス、ドイツでも3割増しです。日本は賃金が上がらない国になっている。非正規雇用を2割から4割まで拡大する労働法制の大改悪が強行されたからです。日本社会においては、扶助費がどんどん増えることが問題なのではありません。国際的に見て社会保障があまりに貧弱なことこそ問題です。日本の社会保障給付の対GDP比は22%、ドイツ並みの28%にするにはあと25兆円、フランス並みの31%にするには50兆円の社会保障給付を上乗せすることになる、それだけ社会保障が貧困なことが日本社会から活力を奪っています。

少子高齢化の最大の要因は、教育費にお金がかかり過ぎることです。教育に対する日本の公費負担は、対GDP比で0.5%、OECD平均の半分、学力世界一のフィンランドの3分の1にすぎません。暮らしと福祉の向上にどうお金を回すのか、ここにこそ地方自治体の最大の仕事があるのだと指摘をしておきたいと思います。

それから、次に、前市政で実施あるいは決定された111もの市民サービスの切捨てがありました。さらに、今議会では中小企業勤労者生活資金融資も廃止されました。一層日本社会の活力を奪う福祉の切捨てと負担増に反対します。

当市の国民健康保険税は高過ぎます。給与年収400万円の40歳夫婦子供2人の4人世帯で、東大和市は51万4,700円、小平市は39万8,000円と前に答弁をいただきました。小平市民より3割も高いこととなります。確認します。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 御質疑のケースにおける国民健康保険税額につきましては、東大和市は51万4,200円、小平市は約39万8,000円となります。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 御訂正ありがとうございます。

次に、下水道使用料、1か月20立方メートルの場合、東大和市は2,017円、立川市は1,408円、武蔵村山市は1,412円と、これも前に答弁いただいています。これだと両市より43%も高いということになります。確認します。

○**下水道課長（畠山 輝君）** 周辺2市との比較ですが、当該指標のみをもって下水道使用料が高い、安い判断はいたしかねるところであります。

一般家庭用使用料とされる1か月20立方メートル当たりの下水道使用料ということでお答えいたしますと、東大和市は2,017円、立川市は1,408円、武蔵村山市は1,421円です。

なお、令和4年度の各市の決算状況はまだ公表されておりませんので、令和3年度の状況でありますことを申し添えます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これも一部間違っていました。すみません。訂正ありがとうございます。

それから、家庭ごみ袋代について、東大和市の料金を2割下げても周辺4市、立川、小平、東村山、武蔵村山市のほうが低いという答弁、前にいただいておりますが、これも確認します。

○環境対策課長（梶川義夫君） 多摩地域ごみ実態調査2022年度版、こちらの統計等を基によりますと、当市の容プラの袋を2割下げても、先ほどおっしゃられた周辺4市のほうが低いというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 値上げ値上げ路線の結果、周辺4市の住民より大変負担が重くなっているという事です。速やかに引き下げるよう求めます。

以上で、この2番のところを終わります。

---

○議長（東口正美君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時50分 延会